

水質汚濁防止法に係る 届出の手引き

平成31年2月

沖縄県

環境部環境保全課

目 次

第1 水質汚濁防止法の概要

1	水質汚濁防止法の目的	1
2	用語の定義	1
3	排水基準等	4
4	事業者の責務	4
5	国民の責務	5
6	生活排水対策重点地域	5
7	適用除外	5

第2 排水基準

1	一律排水基準	6
	(1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)	7
	(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの	8
	(3) 暫定基準	9
	(4) 窒素リンに係る排水基準適用海域及び湖沼	12
2	上乘せ排水基準	13
	(1) 海域	13
	ア 中城湾海域	
	イ 与勝海域	
	ウ 金武湾海域	
	エ 名護湾海域	
	オ 那覇港湾海域	
	(2) 河川	15
	ア 国場川水域	
	イ 比謝川水域	
	ウ 天願川水域	
	エ 羽地大川水域	
	オ 我部祖河川水域	
	カ 報得川水域	
	キ 源河川水域	
	ク 平南川水域	
	ケ 大保川水域	
3	特定地下浸透水	18

第3 特定施設

1	種類	19
2	構造等規制	25

第4 届出

- 1 届出の種類 3 1
- 2 届出に必要な書類 3 2

様式 3 3

記載例

- 設置届出 (養豚) 5 4
- (養豚排水無し) 6 1
- (食品工場) 6 9
- (旅館業) 7 6
- (旅館業 (民泊、簡易宿泊所)) 8 4
- (病院) 9 6
- (自動車両洗浄機) 1 1 2
- (研究施設・下水道接続) 1 1 9
- 使用廃止届出書 1 2 9
- 氏名等変更届出書 1 3 0
- 承継届出書 1 3 1

第1 水質汚濁防止法の概要

1 水質汚濁防止法の目的

水質汚濁防止法（以下「法」という）は昭和47年のいわゆる公害国会において、旧水質二法（水質保全法、工場排水規制法）に代えて制定されたもので、「公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全すること」及び、「工場廃液等による人の健康への被害が生じた場合における損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図ること」の大きく分けて二点を目的としています。

2 用語の定義

(1) 公共用水域

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことで、地下水や終末処理場に接続する下水道などは含みません。

(2) 特定施設

「特定施設」とは、カドミウムなど人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という（表1））を含む汚水又は廃液や、生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水又は廃液（表2）を排出する施設で、政令で定めるものをいいます（詳しくは「第3 特定施設」で記載します）。

表1 有害物質

一	カドミウム及びその化合物
二	シアン化合物
三	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る）
四	鉛及びその化合物
五	六価クロム化合物
六	砒素及びその化合物
七	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物
八	ポリ塩化ビフェニル
九	トリクロロエチレン
十	テトラクロロエチレン
十一	ジクロロメタン
十二	四塩化炭素
十三	1,2-ジクロロエタン
十四	1,1-ジクロロエチレン
十五	1,2-ジクロロエチレン
十六	1,1,1-トリクロロエタン
十七	1,1,2-トリクロロエタン
十八	1,3-ジクロロプロペン
十九	チウラム

二十	シマジン
二十一	チオベンカルブ
二十二	ベンゼン
二十三	セレン及びその化合物
二十四	ほう素及びその化合物
二十五	ふっ素及びその化合物
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七	塩化ビニルモノマー
二十八	1,4-ジオキサン

表2 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

一	水素イオン濃度
二	生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
三	浮遊物質
四	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
五	フェノール類含有量
六	銅含有量
七	亜鉛含有量
八	溶解性鉄含有量
九	溶解性マンガン含有量
十	クロム含有量
十一	大腸菌群数
十二	窒素又はりんの含有量

(3) 指定施設

「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（以下「指定物質」という（表3））を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設のことをいいます。有害物質貯蔵指定施設の設置は届出の義務がありますが、指定物質の貯蔵施設については設置の届出義務はありません。しかし、事故時に報告する義務が課せられています。

表3 指定物質

一	ホルムアルデヒド	二十九	パラ-ジクロロベンゼン
二	ヒドラジン	三十	フェノブカルブ(BMPC)
三	ヒドロキシルアミン	三十一	プロピザミド
四	過酸化水素	三十二	クロロタロニル(TPN)
五	塩化水素	三十三	フェニトロチオン(MEP)
六	水酸化ナトリウム	三十四	イプロベンホス(IBP)

七	アクリロニトリル	三十五	イソプロチオラン
八	水酸化カリウム	三十六	ダイアジノン
九	アクリルアミド	三十七	イソキサチオン
十	アクリル酸	三十八	クロルニトロフェン
十一	次亜塩素酸ナトリウム	三十九	クロルピリホス
十二	二硫化炭素	四十	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
十三	酢酸エチル	四十一	アラニカルブ
十四	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	四十二	クロルデン
十五	硫酸	四十三	臭素
十六	ホスゲン	四十四	アルミニウム及びその化合物
十七	1,2-ジクロロプロパン	四十五	ニッケル及びその化合物
十八	クロルスルホン酸	四十六	モリブデン及びその化合物
十九	塩化チオニル	四十七	アンチモン及びその化合物
二十	クロロホルム	四十八	塩素酸及びその塩
二十一	硫酸ジメチル	四十九	臭素酸及びその塩
二十二	クロルピクリン	五十	クロム及びその化合物 (Cr(VI)を除く)
二十三	ジクロロボス(DDVP)	五十一	マンガン及びその化合物
二十四	オキシデプロホス	五十二	鉄及びその化合物
二十五	トルエン	五十三	銅及びその化合物
二十六	エピクロロヒドリン	五十四	亜鉛及びその化合物
二十七	スチレン	五十五	フェノール類及びその塩
二十八	キシレン	五十六	ヘキサメチレンテトラミン

(4) 貯油施設等

「貯油施設」とは、重油、原油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油（以下「油」という）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で、特定施設以外のものをいいます。特定施設設置届出書の提出義務はありませんが、事故時の措置と報告する義務が課せられています。

(5) 排水

「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という）から公共水域に排出される水のことをいいます。ここでいう排水には、特定施設から排出される汚水又は廃液とこれを処理したものだけではなく、雨水や事務所のトイレからの排水など、特定施設以外の施設から排出される水を含みます。

(6) 汚水等

「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液のことをいいます。

(7) 特定地下浸透水

「特定地下浸透水」とは、有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という）を設置する特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設にかかる汚水等（これを処理したものを

含む) を含むものをいいます。

(8) 生活排水

「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のことをいいます。

3 排水基準等

排水基準には全ての水域について一律に適用される一律排水基準と、一律排水基準では保全が困難な水域において地方公共団体が条例により設定する上乘せ排水基準があります。内容については「第2 排水基準」で詳しく記載します。

4 事業者の責務

事業者に対しては表4のと通りの責務が課されています。

表4 事業者の責務

条文	内容（概要）	違反時の罰則
第五条	特定施設等を設置する場合には都道府県知事に届け出を行う	三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
第七条	特定施設の構造の変更の届出を行う	三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
第九条	第五条・七条の届出後60日間の設置・変更禁止	三十万円以下の罰金
第十条	氏名等の変更の届け出を行う	十万円以下の過料
第十一条	特定施設を譲り受け、借り受ける場合などに届出を行う	十万円以下の過料
第十二条	排水基準に適合しない排水の排出禁止	六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金（過失の場合は三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金）
第十二条の二	総量規制基準の遵守	改善命令に対して違反の場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
第十二条の三	基準に適合しない水の地下浸透禁止	改善命令に対して違反の場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
第十二条の四	有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守	改善命令に対して違反の場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
第十四条	排出水・地下浸透水の汚染状態の測定・記録等	三十万円以下の罰金
第十四条の二	事故時の状況及び講じた措置の報告	命令違反の場合、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金
第十四条の四	廃液等の排出、地下浸透状況の把握及び、水質汚濁の防止のための必要な措置	

5 国民の責務

法第十四条の六で「何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。」とされているほか、法第十四条の七で「生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。」とされています。

6 生活排水対策重点地域

生活排水の影響を受けて水質が悪化している河川などについては、都道府県知事が生活排水対策重点地域として指定し、指定を受けた市町村は計画を策定して下水道整備や合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水対策を推進していきます。

沖縄県内では表5の河川・区域が指定されています。

表5 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域の名称	生活排水重点地域	指定年月日
国場川流域生活排水対策重点地域	那覇市、南風原町、豊見城市 南城市(旧大里村)、八重瀬町(旧東風平町)	平成4年9月22日
天願川流域生活排水対策重点地域	うるま市(旧具志川市)	
報得川流域生活排水対策重点地域	糸満市の全域	平成8年2月23日
牧港川・宇地泊川流域生活排水対策重点地域	浦添市、宜野湾市、西原町、中城市の全域	平成9年3月25日
比謝川流域生活排水対策重点地域	沖縄市、嘉手納町、読谷市の全域	平成10年2月27日
雄樋川流域生活排水対策重点地域	八重瀬町(旧東風平町、旧具志頭村) 南城市(旧大里村、旧玉城村)	

(下水道処理区域を除く。)

7 適用除外

鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき設置するものは、水質汚濁防止法での届出は必要ないとされています(法第23条)。しかし、それらの施設についても水質汚濁防止法上の排水規制等は適用されるほか、水質の汚濁が生じるおそれがある場合、都道府県知事はそれらの法律を所管する行政機関の長(沖縄県では那覇産業保安監督事務所長及び沖縄総合事務局長)に措置を執るよう要請することや、行政機関の長と協議の上で水質汚濁防止法による命令を行うことも可能です。

第2 排水基準

1 一律排水基準

排水水を排出する者は、排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならないとされています（法第12条）。特定施設からの排水水が排水基準を超過している場合、都道府県知事（保健所長）は排水水を排出する者に対し、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水の処理の方法の改善を命令できるほか、施設の使用や排水水の排出の一時停止を命令することができます（法第13条）。

基準は全国一律で設定されている一律排水基準と、各都道府県の水域ごとに設定される上乘せ排水基準がありますが、それぞれ、業種や項目ごとに、現在の汚水処理技術の状況や社会に与える影響の度合いを考慮し、暫定排水基準が設定されているものもあります。

排水水を排出する者は、法第14条の規定に測定と記録の義務が課せられており、基本的に年に1回以上の測定が必要となりますが、旅館業で温泉を利用するものについては表6のと通りの測定となります。

表6 旅館業（温泉を利用するものに限る）での測定項目と頻度

測定項目※	測定頻度
砒素及びその化合物	1 回 以 上 / 3 年
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
水素イオン濃度	
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	
クロム含有量	

※全ての測定が必要なわけではなく、関連する項目のみでかまいません

また、排水水だけでなく、特定地下浸透水についても同様に測定が必要となります。

なお、測定のための試料は、測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとされています（法施行規則第9条第1項第7号）。

測定記録については、様式第8により記録すること及び、3年間の保存が義務づけられています。計量法の登録を受けた者から様式第8に記載すべき事項が記載された測定結果の証明書の交付を受け、それを保存する場合は、記録表への記載はしなくてもかまいません。

(1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	
シアン化合物	1 mg CN/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	10 mg B/L
	海域に排出されるもの:	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	8 mg F/L
	海域に排出されるもの:	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量:	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	
<p>備考</p> <p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>		

(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に 排出されるもの:	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの:	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質(SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)
<p>備考</p> <p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」=昭60環告27(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼)</p> <p>※「環境大臣が定める海域」=平5環告67(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)</p>		

(3) 暫定排水基準

ア 窒素含有量及び磷（りん）含有量

業種その他の区分	許容限度（単位mg/L）			
	窒素含有量		磷含有量	
	許容限度 （単位mg/L）	期間	許容限度 （単位mg/L）	期間
畜産農業 （豚房を有するものに限る）	130 （日間平均110）	平成30年10月1日～ 平成35年9月30日	22 （日間平均18）	平成30年10月1日～ 平成35年9月30日
天然ガス鉱業	160 （日間平均150）	平成30年10月1日～ 平成33年9月30日	-	-
バナジウム化合物製造業及 びモリブデン化合物製造業 （バナジウム化合物又はモ リブデン化合物の塩析工程 を有するものに限る。）	4100 （日間平均3100）	平成30年10月1日～ 平成35年9月30日	-	-
酸化コバルト製造業	300 （日間平均100）		-	-
備考				
<p>1 別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。</p> <p>2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>3 この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>4 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。</p>				

イ ほう素及びその化合物・ふっ素及びその化合物・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（～平成31年6月30日）

	許容限度 (mg/L)		
	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
電気めつき業	30 ^{※1} に限る	15 ^{※5} (40) ^{※6}	-
ほうろう鉄器製造業 ^{※1} に限る	40	12	-
うわ薬製造業	40 ^{※2} (140) ^{※3}	12 ^{※2}	-
貴金属製造・再生業	40	-	2900
下水道業	50 ^{※4}	-	130 ^{※10}
金属鋳業 ^{※1} に限る	100	-	-
旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500	15 ^{※7} (30) ^{※8} (50) ^{※9}	-
酸化コバルト製造業	-	-	160
畜産農業	-	-	600
ジルコニウム化合物製造業	-	-	700
モリブデン化合物製造業	-	-	1500
バナジウム化合物製造業	-	-	1650

備考

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i \div Q$$

(この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

※1 海域以外の公共用水域に排水を排出するもの

※2 ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、※1に限る。

※3 うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、※1に限る。

※4 (旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。))から排出される水を受け入れており、かつ、※1であつて、一定の条件に該当するものに限る。)

※5 一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、※1に限る。

※6 一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。

※7 水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、※1に限る。

※8 温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。

※9 温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。

※10 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七号)第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。

ウ 亜鉛含有量（～平成 33 年 12 月 10 日）

	許容限度 (mg/L)
業種その他の区分	亜鉛含有量
金属鉱業	5
電気めっき業	
下水道業(金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	
備考	
1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。	
2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が二を超えることをいう。	
$\sum Ci \cdot Qi \div Q$	
この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。	
Ci 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値(単位 一リットルにつきミリグラム)	
Qi 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)	
Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)	

エ 1,4-ジオキサン（平成 30 年 5 月 25 日～平成 33 年 5 月 24 日）

	許容限度 (単位mg/L)
業種その他の区分	1,4-ジオキサン
エチレンオキサイド製造業	3
エチレングリコール製造業	
備考	
中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。	

オ カドミウム及びその化合物（～平成 31 年 11 月 30 日）

	許容限度 (単位mg/L)
業種その他の区分	カドミウム及びその化合物
金属鉱業	0.08
備考	
中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。	

(4) 窒素・磷に係る排水基準適用海域及び湖沼

ア 湖沼（磷は全ての湖沼）

	名称及び位置		窒素	磷(りん)
	湖沼	石垣市	大浦ダム貯水池	
石垣市		底原ダム貯水池	○	○
石垣市		真栄里ダム貯水池		○
名護市		羽地ダム貯水池		○
名護市		辺野古ダム貯水池		○
沖縄市及びうるま市		倉敷ダム貯水池		○
うるま市		山城ダム貯水池		○
国頭村		安波ダム貯水池		○
国頭村		普久川ダム貯水池	○	○
国頭村		辺野喜ダム貯水池		○
東村		新川ダム貯水池		○
東村		福地ダム貯水池		○
宜野座村		漢那ダム貯水池		○
金武町		金武ダム貯水池	○	○
座間味村		座間味ダム貯水池		○
南大東村		大池	○	○
伊平屋村		我喜屋ダム貯水池	○	○
久米島町		白瀬2号ダム貯水池		○
備考 湖沼の位置は、平成22年4月1日における行政区画によつて表示されたものとする。				

イ 海域（窒素及び磷の排水基準を適用）

海域	金武湾	沖縄県国頭郡金武町金武岬と中頭郡与那城村伊計島北端を結ぶ線、同村伊計大橋、桃原橋及び陸岸により囲まれた海域
	与那覇湾	沖縄県平良市字久貝小字出口南端と宮古郡下地町西浜崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	羽地内海	沖縄県名護市奥武橋、屋我地大橋、同市屋我地島北端と国頭郡今帰仁村運天港を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	備考 海域の範囲又は位置は、平成五年十月一日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによつて表示されたものとする。	

2 上乗せ排水基準

法律による一律の排水基準だけでは生活環境の保全が十分ではない区域については都道府県でより厳しい上乗せ基準を定めることができるとされており（法第3条第3項）、当県内では以下の区域について上乗せ排水基準が設定されています。

(1) 海域

ア 中城湾海域・与勝海域・金武湾海域

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質量		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90	
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量:50m ³ /日未満	120	160	150	200
		豚房面積:1000m ² 未満かつ 排出水量:50m ³ /日以上	120	160	150	200
		豚房面積:1000m ² 以上かつ 排出水量:50m ³ /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 7 砂糖製造業の用に供する施設	排出水量50m ³ 以上 200m ³ /日未満	【30】 50	【50】 70	【70】 100	【90】 130
		排出水量200m ³ /日以上	【30】 20	【50】 30	【70】 70	【90】 90
	令別表第一 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 (排出水量:20m ³ 以上)	【80】 60	【100】 80	【70】 80	【90】 120	
	令別表第一 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設 (排出水量:20m ³ 以上)	20	30	15	20	
	令別表第一 72 し尿処理施設のうち浄化槽(501人槽以上)(排出水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 73 下水道終末処理場(排出水量:50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一74 特定事業場から排出される水の処理施設のうち 豚房排水処理施設	排出水量50m ³ 未満	120	160	150	200
		排出水量50m ³ 以上	50	70	70	90
	その他のもの	排出水量20m ³ 以上 50m ³ 未満	120	160	150	200
		排出水量50m ³ 以上 200m ³ 未満	50	70	100	130
排出水量200m ³ 以上		20	30	70	90	

S51.8.4よりも前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

イ 名護湾海域

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質質量		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90	
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排水量: 50m ³ /日未満	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 未満かつ排水量: 50m ³ /日以上	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 以上かつ排水量: 50m ³ /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 2 畜産食料品製造業の用に供する施設(排水量: 200m ³ 以上)	【50】 20	【70】 30	【100】 70	【130】 90	
	令別表第一 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設(排水量: 20m ³ 以上)	30	40	80	100	
	令別表第一 72 し尿処理施設のうち浄化槽(501人槽以上)(排水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 73 下水道終末処理場(排水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 74 特定事業場から排出される水の処理施設のうち豚房排水処理施設	排水量: 50m ³ 未満	120	160	150	200
		排水量: 50m ³ 以上	50	70	70	90
	その他のもの	排水量20m ³ 以上50m ³ 未満	120	160	150	200
排水量50m ³ 以上200m ³ 未満		50	70	100	130	
排水量200m ³ 以上		20	30	70	90	

S52.6.19よりも前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

ウ 那覇港湾海域

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質質量(mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	6.5以上8.5以下	20	30	70	90

(2) 河川

ア 国場川水域、比謝川水域及び天願川水域

特定事業場の区分			項目及び許容限度				
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
				日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区 域内に所在する 特定事業場	すべての特定事業場		6.5以上8.5以下	20	30	70	90
下水道処理区 域外に所在する 特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量: 50m ³ 未満		【120】 80	【160】 100	【150】 100	【200】 150
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 7 砂糖製造業の用に供する施設(全てのもの)		6.5以上8.5以下	10	20	70	90
	令別表第一74 特定事業場から排出される水の処 理施設のうち豚房排水処理施設	排出水量: 50m ³ 未満		80	100	100	150
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	50	70	70	90
その他のもの(排出水量: 20m ³ 以上)		6.5以上8.5以下	20	30	70	90	

比謝川及び国場川はS50.7.8より前、天願川はS51.8.4より前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

イ 羽地大川水域、我部祖河川水域及び報得川水域

特定事業場の区分			項目及び許容限度				
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
				日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区 域内に所在する 特定事業場	すべての特定事業場		6.5以上8.5以下	20	30	70	90
下水道処理区 域外に所在する 特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量: 50m ³ /日未満		120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 未満かつ 排出水量: 50m ³ /日以上		120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 以上かつ 排出水量: 50m ³ /日以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一74 特定事業場から排出される 水の処理施設のうち豚房 排水処理施設	排出水量: 50m ³ 未満		120	160	150	200
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	50	70	70	90
	その他のもの	排出水量20m ³ 以上 50m ³ 未満	6.5以上8.5以下	80	100	100	150
排出水量: 50m ³ 以上		6.5以上8.5以下	20	30	70	90	

我部祖河川はS52.6.19より前、報得川はS54.9.28より前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用。(羽地大川は暫定基準無し)

ウ 源河川水域、平南川水域及び大保川水域

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	【5.8以上8.6以下】 6.5以上8.5以下	【120】 20	【160】 30	【150】 70	【200】 90

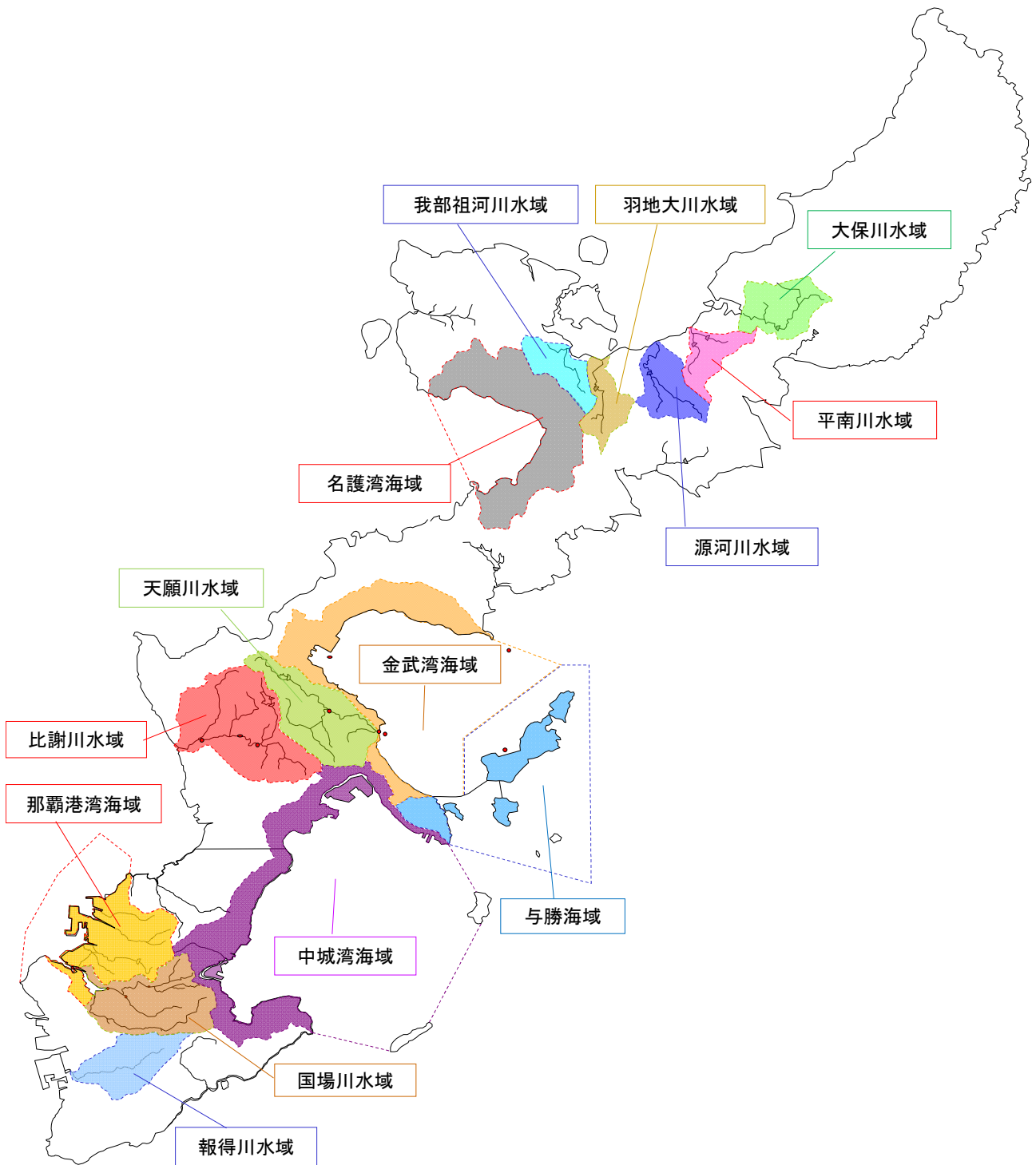
S63.714より前に源河川水域に設置した特定施設のうち、令別表第一の2イ豚房施設にかかるものについては【 】内の暫定基準を適用(平南川・大保川については暫定基準無し)

(3) 上乗せ排水適用区域

上乗せ排水適用区域表

適用区域	範囲
国場川水域	明治橋から上流及びこれに接続する公共用水域(久茂地川水域を除く。)
比謝川水域	比謝橋下流の取水せきから上流及びこれに接続する公共用水域
天願川水域	天願川及びこれに接続する公共用水域
羽地大川水域	羽地大川及びこれに接続する公共用水域
我部祖河川水域	我部祖河川及びこれに接続する公共用水域
報得川水域	西崎北橋から上流及びこれに接続する公共用水域
源河川水域	源河川及びこれに接続する公共用水域
平南川水域	平南川及びこれに接続する公共用水域
大保川水域	大保川及びこれに接続する公共用水域
中城湾海域	知念岬から久高島南端までを結んだ線、久高島陸岸、久高島北端から津堅島南端までを結んだ線、津堅島陸岸、津堅島北端から勝連崎までを結んだ線及び沖縄島陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
与勝海域	勝連崎、北緯26度16分東経128度1分の点、北緯26度25分東経128度1分の点、北緯26度25分東経128度の点、北緯26度22分東経127度56分の点、うるま市与那城屋慶名と平安座島を結ぶ道路(以下「海中道路」という。)と東経127度56分とが交わる点の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
金武湾海域	金武湾(海中道路と東経127度56分とが交わる点、北緯26度22分東経127度56分の点、北緯26度25分東経128度の点、金武岬の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域)及びこれに流入する公共用水域(天願川水域を除く。)
名護湾海域	名護湾(部瀬名岬から名護市と本部町の陸岸における境界までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海域)及びこれに流入する公共用水域
那覇港海域	大嶺鼻(北緯26度11分40秒東経127度38分18秒)から358度延長3,500メートルの地点まで引いた線、同点から30度延長4,850メートルの地点まで引いた線、同点から45度延長4,600メートルの地点まで引いた線、同点から135度延長2,400メートルの地点まで引いた線、同点から194度57分14秒で陸岸と交わる点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(国場川水域を除く。)

※上記表において記載のある座標は旧測地系(日本測地系)による



上乘せ排水適用区域図

3 特定地下浸透水

特定地下浸透水とは、有害物質を製造、使用、処理する特定施設（有害物質使用特定施設）に係わる水を、地下に浸透する水のこと（非意図的に浸透してしまう場合を含む）、下記の基準を超えている水は浸透させてはいけません。

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.001 mg Cd/L
シアン化合物		0.1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)		0.1 mg/L
鉛及びその化合物		0.005 mg Pb/L
六価クロム化合物		0.04 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.005 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		0.0005 mg Hg/L
ポリ塩化ビフェニル		0.0005 mg/L
トリクロロエチレン		0.002 mg/L
テトラクロロエチレン		0.0005 mg/L
ジクロロメタン		0.002 mg/L
四塩化炭素		0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体として	0.004 mg/L
	トランス体として	0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.0002 mg/L
チウラム		0.0006 mg/L
シマジン		0.0003 mg/L
チオベンカルブ		0.002 mg/L
ベンゼン		0.001 mg/L
セレン及びその化合物		0.002 mg Se/L
ほう素及びその化合物		0.2 mg B/L
ふっ素及びその化合物		0.2 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素として	0.7 mg/L
	亜硝酸性窒素として	0.2 mg/L
	硝酸性窒素として	0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー		0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン		0.005 mg/L
(注) 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、許容限度に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。		

第3 特定施設

1 種類

特定施設は政令により以下のとおり定められています。

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

<p>十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 压榨施設 ニ 分離施設
<p>十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
<p>十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
<p>十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
<p>十六 麺類製造業の用に供する湯煮施設</p>
<p>十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p>
<p>十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p>
<p>十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
<p>十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
<p>十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
<p>二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
<p>二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
<p>二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー</p>
<p>二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</p>
<p>二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
<p>二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設

二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 湿式バーカー
- ハ 碎木機
- ニ 蒸解施設
- ホ 蒸解廃液濃縮施設
- ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
- リ セロハン製膜施設
- ヌ 湿式繊維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設

二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
- ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 分離施設
- ハ 水洗式破碎施設
- ニ 廃ガス洗浄施設
- ホ 湿式集じん施設

二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 塩水精製施設
- ロ 電解施設

二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ ろ過施設
- ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
- ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 遠心分離機
- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
- ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
- ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
- ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
- ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
- チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
- リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
- ヌ 廃ガス洗浄施設
- ル 湿式集じん施設

二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 湿式アセチレンガス発生施設
- ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
- ロ 静置分離器
- ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

三十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 蒸留施設
- ハ 遠心分離機
- ニ ろ過施設

<p>三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
<p>三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
<p>三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
<p>三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
<p>三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
<p>三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
<p>三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
<p>三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
<p>三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四一ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>

三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設
四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設
五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

<p>五十八 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
<p>五十九 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
<p>六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設</p>
<p>六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
<p>六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
<p>六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
<p>六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設</p>
<p>六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>
<p>六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
<p>六十四の二 水道施設(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。)、又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
<p>六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設</p>
<p>六十六 電気めつき施設</p>
<p>六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四—ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)</p>
<p>六十六の三 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
<p>六十六の四 共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
<p>六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
<p>六十六の六 飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
<p>六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
<p>六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
<p>六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設</p>
<p>六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設</p>

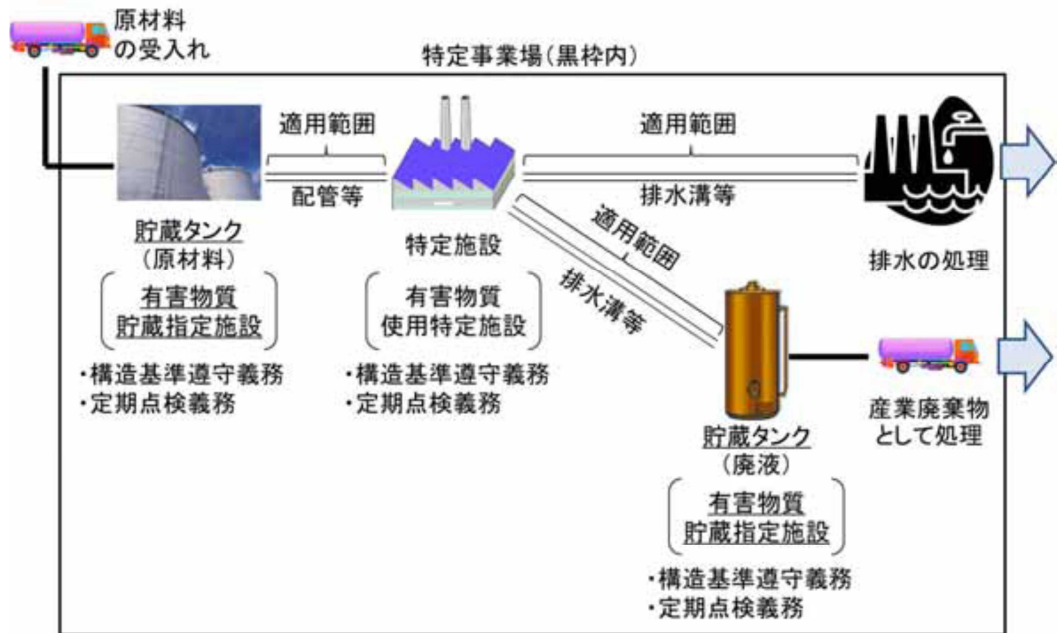
六十八の二 病院(医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二 中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
六十九の三 地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)第二条第二号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
七十 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。)
七十の二 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
七十一 自動式車両洗浄施設
七十一の二 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
七十一の三 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設
七十一の四 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)
七十三 下水道終末処理施設
七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

2 構造等規制

有害物質による地下水汚染を防ぐため、有害物質の貯蔵施設や配管類について、構造や点検に関する基準が設けられています。

新設の施設は A 基準を満たす必要があり、平成 24 年 6 月 1 日より前に設置されている既存施設は A 基準を満たすか、A 基準に合致しない場合は点検回数が多い B 基準を満たす必要があります。次ページ以降に有害物質使用特定施設等に係る構造基準の適用範囲に関する例、構造基準及び定期点検の方法の整理表を示します。

(1) 構造基準の適用範囲（環境省マニュアルより）

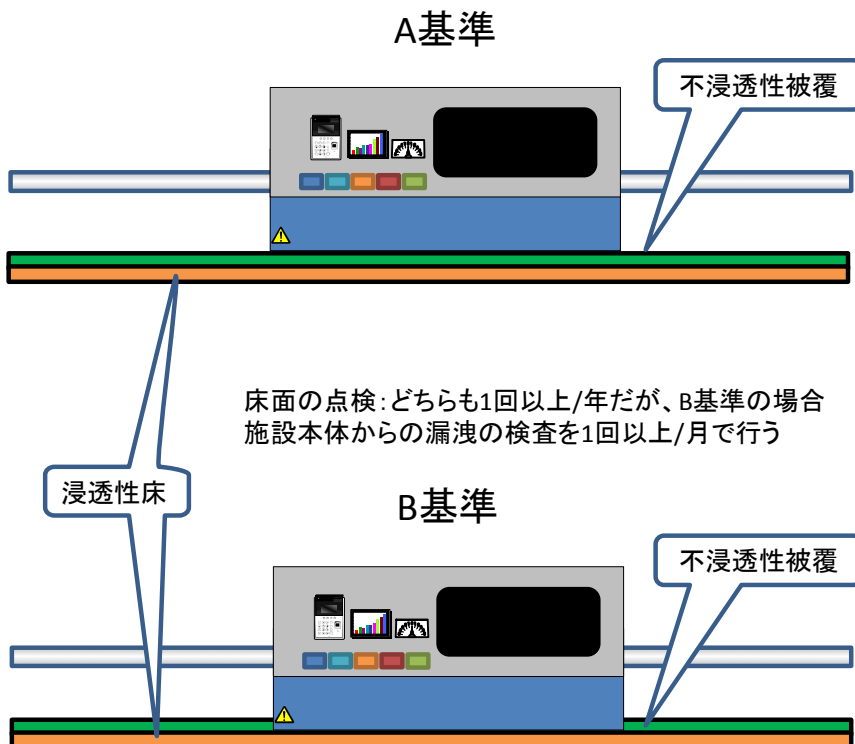


(2) 本体に関する基準

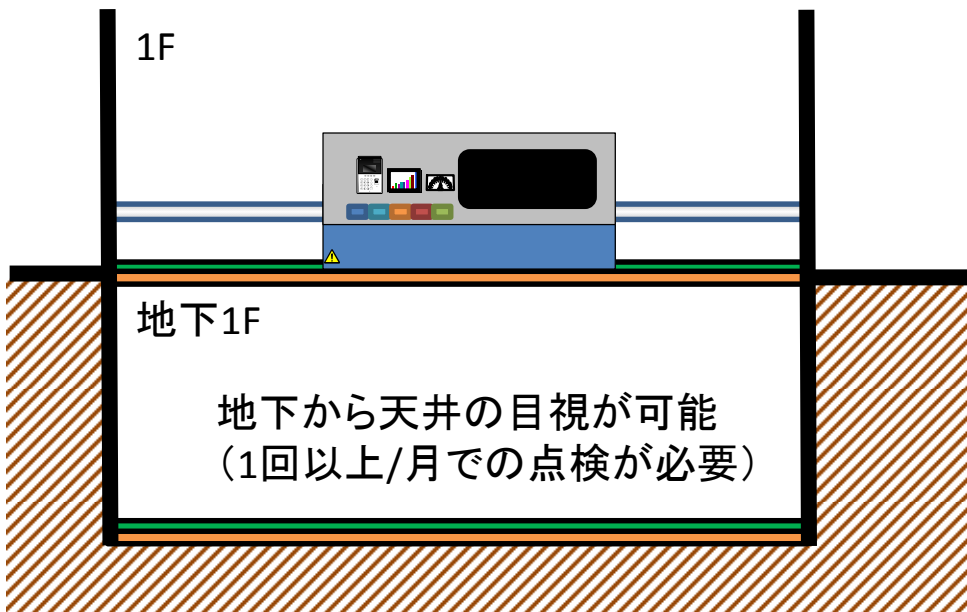
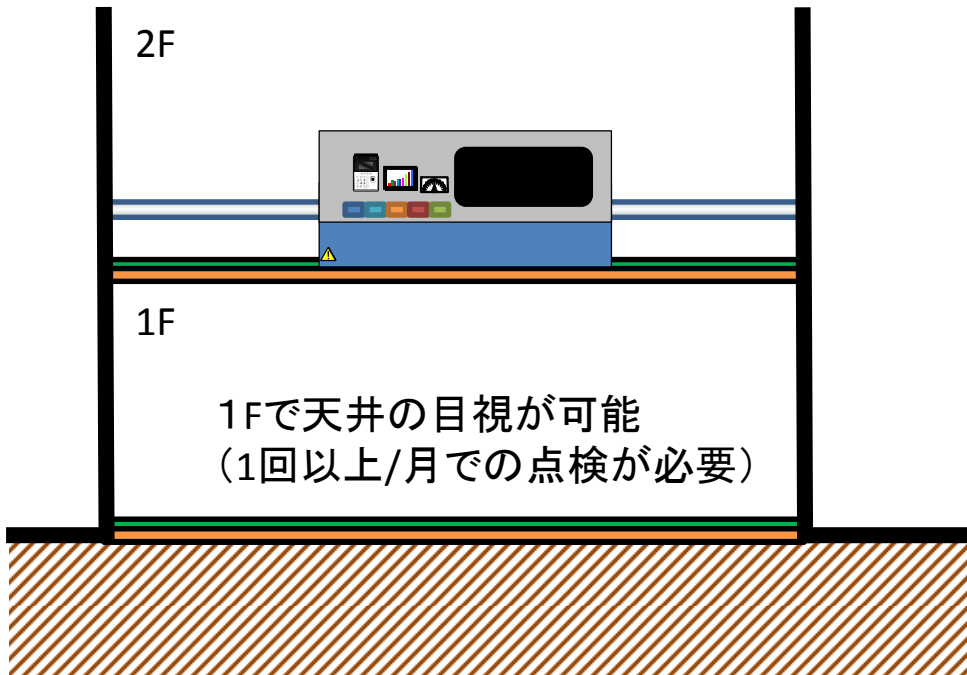
施設本体についての構造基準はありませんが、点検についての基準が設定されており、既存・新設にかかわらずひび割れや亀裂・損傷・水漏れなど年に1回以上の点検が求められています。

(3) 床面に関する基準

床面については本体が設置されている場所とその周辺について、基準が定められており、本体が不浸透性の床面におかれている場合は A 基準、不浸透性では無い場合は B 基準となります（ただし、下階等から容易に点検できる場合は A 基準となります）。なお、B 基準の場合でも施設周辺の床面は不浸透性である必要があります。



A 基準、B 基準となるものの例

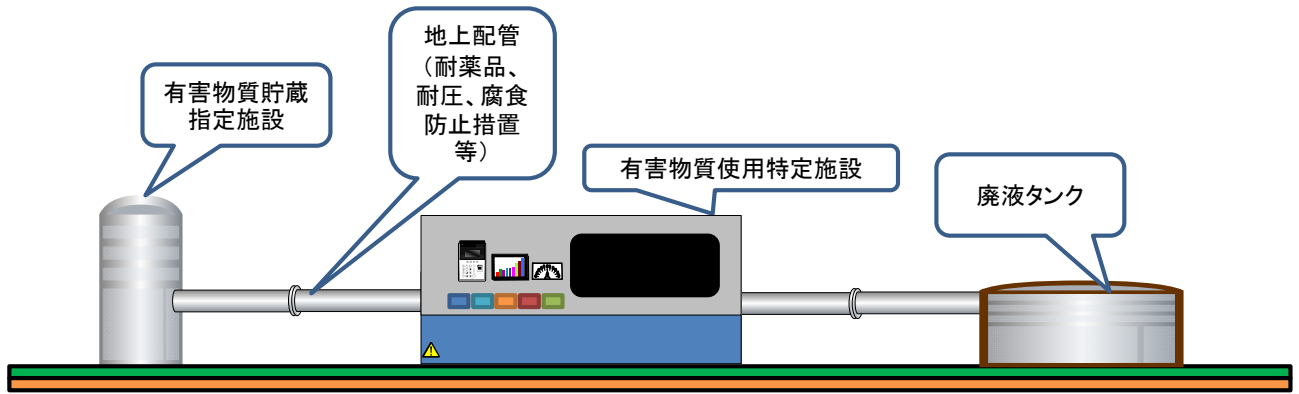


A 基準のただし書きに相当する場合の例

(4) 配管に関する基準

配管類については地上への設置、トレンチ内部への設置や地中への設置など条件によって基準が異なりますが、容易に点検が可能な地上設置やトレンチ内部への設置に比べ、点検が困難かつ直接汚染が生じるような地中への設置については基準がより厳しく設定されています。

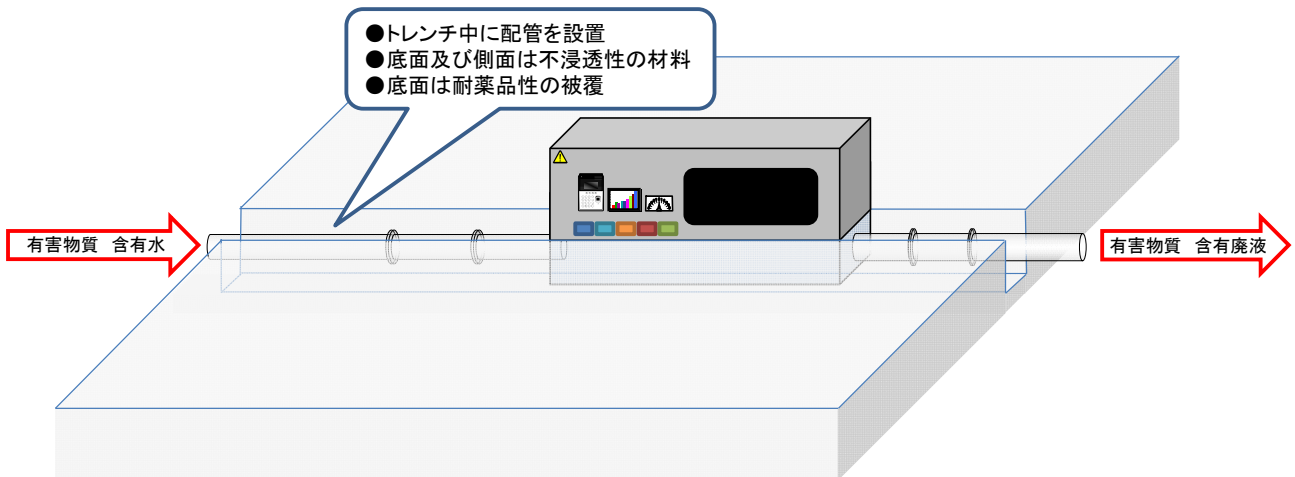
配管等が十分な強度を持ち、不浸透性、耐腐食性などの基準を満たす場合は A 基準、いずれかの基準を満たせない場合は B 基準となり、点検回数が多くなります。



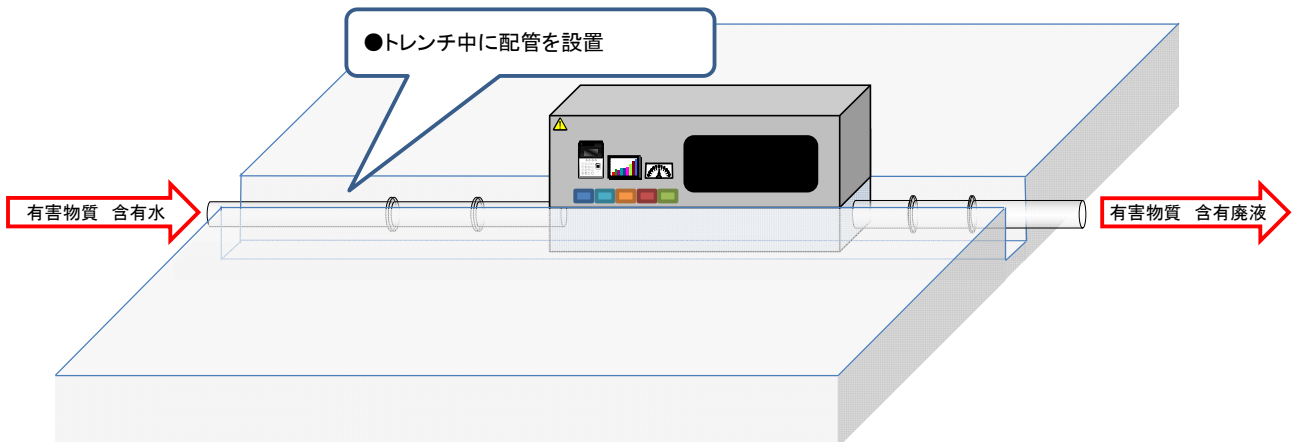
A 基準による配管の一例（点検：1回以上/年）



B 基準による配管の一例（点検：1回以上/6月）



A 基準による配管の一例（点検：1回以上/年）



B 基準による配管の一例（点検：1回以上/6月）

A基準		第8条の3			施設本体	第8条の4第1号		第8条の4第2号				第8条の5			第8条の6				第8条の7		
		床面及び周囲				配管等(地上)		配管等(地下)				排水溝等			地下貯蔵施設						
		1号	ただし書き	2号		イ	ロ	イ	ロ	ロ+別表第1 6の項下欄(内)		ハ	1号	1号+別表 第1の7の 項下欄(内)	2号	1号	1号+別表第1 8の項下欄 (内)			2号	配管等
構造・ 設備	地下浸透防止	●不浸透材 料による構 造 ▲(種類・性 状に応じ)被 覆	●床下点検 空間(床下か ら目視で容 易に確認可 能)									●強度 ●耐性 ▲(種類・性 状に応じ)被 覆	●強度 ●耐性 ▲(種類・性 状に応じ)被 覆								
	流出防止																				
	漏えい防止																				
	漏えい等防止(漏 えい、地下浸透)			○同等 以上					(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食			○同等 以上	●漏えい等 防止構造・材 質(タンク室 内、二重殻 等) ▲耐腐食	●漏えい等 防止構造・材 質(タンク室 内、二重殻 等) ▲耐腐食	●漏えい等 防止構造・材 質(タンク室 内、二重殻 等) ▲耐腐食	○同等 以上			
	漏えい又は地下 浸透確認の構造 又は設備						●目視により 容易に確認 できるよう床 面から離して 設置	(トレンチ) ●トレンチ中 設置 ●不浸透材 料構造 ▲(種類・性 状に応じ)被 覆		●漏えい等 確認構造 (検査管、流 量変動把握 等)		●地下浸透 確認構造 (検査管、 流量変動把 握等)		●水の量を 確認できる 装置	●水の量を 確認する装 置	●水の量を 確認できる 装置 ●漏えい等 確認構造(検 査管、流量 変動把握等)			配管等を参 照		
管理	飛散・流出・浸透 防止																				●地下浸透 等しない方 法、適正運 転、漏えい適 正処理・管理 要領(使用方 法、その点検 内容・回数) ※
定期点 検	破壊等 の異常 の確認	目視等	Y	M	Y	Y	Y	Y (配管) (トレンチ)				Y	3Y								
		検査								Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上			Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上	○同等 以上			
備考	漏えい・ 浸透・流 出の有 無	目視等			Y	Y	Y	Y (配管)													
		設備 使用									M(3M※) ・漏えい等の 検知		M(3M※) ・漏えい等の 検知		M(3M※) ・漏えい等の 検知						
										消防法完成 検査後15年 以内のもの のみ	※有害物質 の濃度を測 定する場合		※有害物質 の濃度を測 定する場合		消防法完成 検査後15年 以内のもの のみ	※有害物質 の濃度を測 定する場合				※点検頻度: Y	

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
(備考) 3Y: 3年1回以上、Y: 1年1回以上、3M: 3月1回以上、M: 1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

B基準		附則第3条		施設本体	附則第4条1号	附則第4条2号			附則第5条		附則第6条			使用の方法				
		床面及び周囲			配管等(地上)	配管等(地下)			排水溝等		地下貯蔵施設							
		1号	2号			イ	ロ	ハ	1号	2号	地下貯蔵施設本体		配管等					
		1号	2号							1号	2号	3号						
構造・設備	地下浸透防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合	規定せず				○同等以上		○同等以上			○同等以上	配管等を参照				
	流出防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合															
	漏えい防止																	
	漏えい・ 地下浸透防止																●内部コーティング	
	漏えい又は地下 浸透確認の構造 又は設備	【底面】(条件:・施設本体が床面に接しているかつ、接する床面はA基準に適合) ●漏えい等確認構造(検査管等) ○同等以上	【底面】(条件:・下部の床面はA基準に適合の場合) ●漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置		●目視により確認できるように設置	●トレンチ中設置	●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)		●地下浸透確認構造(検査管、流量変動把握等)		●水の量を確認する措置 ●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)	●水の量を確認する措置						
管理	飛散・流出・ 浸透防止													● →A基準に適合				
定期点検	破壊等の異常の 確認	目視等	【底面以外】 Y	【底面以外】 Y	Y	6M	6M (配管) (トレンチ)	○同等以上	6M	○同等以上			○同等以上					
		検査										Y ・漏えい点検 ○同等以上						
	漏えい・ 浸透・流出の有 無	目視等		【底面】※M	Y ※又は左記、床面及び周囲の方法で行う	6M	6M (配管)											
		設備使用	【底面】※M ・漏えい等の検知						M(3M※) ・漏えい等の検知		M(3M※) ・漏えい等の検知	M(3M※) ・漏えい等の検知						
備考	※目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による場合は、方法に応じた適切な回数で実施		※床面及び周囲の基準がA基準に適合する場合				※有害物質の濃度を測定する場合		※有害物質の濃度を測定する場合		※有害物質の濃度を測定する場合		※A基準に適合しない場合は規定されず					

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
(備考1) Y: 1年1回以上、6M: 6月1回以上、3M: 3月1回以上、M: 1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す
(備考2) A基準に適合しないものに係る基準として、B基準を規定

第4 届出

水質汚濁防止法に基づく届出は第1の4の事業者の責務で記載しているとおり、特定施設の設置者や有害物質貯蔵タンクの設置者などに提出の義務が課されており、その中でも法第5条及び7条に基づく届出は、施設の設置や変更の前に届出を行うことが義務づけられています。設置（変更）しようとする施設から排出される水が公共用水域又は地下水の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に検討し、問題があれば命令等により是正を行うことで、公共用水域の保全が図られています。

1 届出の種類

	種類	届出のタイミング	届出の期限
法 第 五 条	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する者が、特定施設(有害物質使用特定施設を含む)を設置しようとするとき 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき 工場又は事業場に排水を出さない有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	設置の工事着手予定日の60日前
法 第 六 条	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用届出	届出対象ではなかったものが法、施行令改正等により新たに届出対象施設となった場合	届出対象となった日から30日以内
法 第 七 条	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)構造等変更届出	施設にかかる構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法や地下浸透水の浸透の方法等に変更しようとするとき	変更の工事着手予定日の60日前
法 第 十 条	氏名等変更届出	届出者の氏名又は名称、住所等に変更があった場合	変更があった日から30日以内
法 第 十 条	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)廃止届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を廃止したとき	廃止した日から30日以内
法 第 十 一 条	承継届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について譲り受け、借り受け、相続等により届出者の地位を承継したとき	承継の日から30日以内
法 第 十 四 条 の 二	事故の届出	特定施設、指定施設、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水などが公共用水域や地下水を汚染し、健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき	事故発生後速やかに

2 届出に必要な書類

水質汚濁防止法に基づく届出を行う際に必要な添付書類は下表のとおりです。なお、提出部数は正副の2部となりますので、提出者控えが必要なときは、3部作成してください。

○は必須、△は必要に応じて提出

届出の種類 必要書類等		設置			使用			構造等変更			氏名等 変更	使用 廃止	承継
		法第5条			法第6条			法第7条			法第10条	法第10条	法第11条
		第1項	第2項	第3項	法第5条第1項関係	法第5条第2項関係	法第5条第3項関係	法第5条第1項関係	法第5条第2項関係	法第5条第3項関係			
特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書	様式第1	○	○	○	○	○	○	○	○				
氏名等変更届出書	様式第5									○			
特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書	様式第6										○		
承継届出書	様式第7											○	
特定施設の構造	別紙1	○			○			△				△	
特定施設の設備	別紙1の2	△			△			△				△	
特定施設の使用の方法	別紙2	○			○			△					
汚水等の処理の方法	別紙3	○			○			△				△	
排水水の汚染状態及び量	別紙4	○			○			△				△	
用水及び排水の系統	別紙6	○			○			△				△	
有害物質使用特定施設の構造	別紙7		○			○			△			△	
有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8		○			○			△			△	
汚水等の処理の方法	別紙9		○			○			△			△	
特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10		○			○			△			△	
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11		○			○			△			△	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12			○			○			△		△	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13			○			○			△		△	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14			○			○			△		△	
有害物質にかかる用水及び排水の系統又は貯蔵施設にかかる搬入及び搬出の系統	別紙15			○			○			△		△	
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	○	○		○	○		△	△			△	
汚水処理系統図	任意様式	○	○		○	○		△	△			△	
特定施設構造図	任意様式	○	○		○	○		△	△			△	
汚水処理施設構造図	任意様式	○	○		○	○		△	△			△	
特定事業場周辺地図	任意様式	○	○		○	○		△	△			△	
事業場全体図 施設設置場所、汚水系統、 汚水排出口位置 汚水処理施設位置図	任意様式	○	○	○	○	○	○	△	△	△		△	
特定地下浸透水浸透施設位置図	任意様式		○			○			△			△	

なお、法第5条第3項による届出のうち、特定施設に係るものは合流式の下水道等に係るもので、沖縄県内では有害物質貯蔵指定施設に係る届出のみとなります。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

保健所長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者 印
あつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構 造									
主 要 寸 法									
能 力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水にかかる排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)

有害物質使用特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設号番号及び名称					
設 置 場 所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種 類	通 常	最 大	通 常	最 大
汚水等の量 (m ³ /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
その他参考となるべき事項									

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

特定地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置									
浸透施設の数									
浸透水	工場又は事業場における施設番号								
	量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項									

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間 間 隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）		
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>			
<p>用途別用水量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水量(m³/日)</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

氏名等変更届出書

年 月 日

保健所長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者 あつてはその代表者の氏名 印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

年 月 日

保健所長殿

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

特定施設（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

承 継 届 出 書

年 月 日

保健所長殿

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		※備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考
- 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

水 質 測 定 記 録 表

排水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

- 備考
- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 - 2 排水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

様式第1 (第3条関係) (表面)

該当しない部分は
二重線で消してください

個人の場合は個人認印
法人の場合は代表者印
(届出者は支店長などでも良い
が、代表者の委任状が必要)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変

年 月

どれに該当するか
不明な際は保健所まで

(有) ○○ファーム
届出者 代表取締役 沖縄 太郎
(098-000-0000)



水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設 (~~有害物質貯蔵指定施設~~) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		(有) ○○ファーム ○○農場	
工場又は事業場の所在地		沖縄県○○村字○○7 番地	日
第5条第1項関係	特定施設の種類	1の2 イ 11 イ	※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

堆肥を製造・販売する場合
11 イも記入してください

該当部分にチェックを
入れてください

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	豚舎 1～4	堆肥舎
特定施設号番号及び名称	1の2 イ	11 イ
型 式	糞尿分離式	乾燥堆肥施設
構 造	コンクリートブロック造	コンクリートブロック造
主要寸法	W ○○m ×L ○○m×H ○○m ○○ m ²	W ○○m ×L ○○m×H ○○m ○○ m ²
能 力	飼育頭数 ○○ 頭	堆肥生産量 1 t/日
配 置	別添配置図の通り	配置図の通り
設置年月日	年——月——日	年——月——日
工事着手予定年月日	平成○○年○月○日	平成○○年○月○日
工事完成予定年月日	平成○○年○月○日	平成○○年○月○日
使用開始予定年月日	平成○○年○月○日	平成○○年○月○日
その他参考となるべき事項		

法第6条の届出の場合に記載する場所なので、記載しないでください

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	豚舎 1～4	堆肥舎			
特定施設号番号及び名称	1の2 イ 豚房施設	11 イ			
設置場所	別添配置図の通り	別添配置図の通り			
操業の系統	別添操業系統図の通り	別添操業系統図の通り			
使用時間間隔	通年使用	通年使用			
1日当たりの使用時間	24時間	24時間			
使用の季節的変動	なし	なし			
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	洗浄水 ○○ m ³ 飼料 ○○ kg オガコ ○○ kg	豚ふん 1 kg/日			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	PH BOD SS 大腸菌群数 NH ₄ NO ₂ NO ₃ -N T-P T-N	6～7 2000 4000 >3000 500 100 800	6～7 3000 6000 >3000 800 200 1000		
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		30	45	0	0
その他参考となるべき事項	余剰水分はオガコにて固定。 排水無し。				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		排水処理施設				浄化槽 1			
処理施設の設置場所		別添配置図の通り				別添配置図の通り			
設置年月日		平成〇〇年〇月〇日				平成〇〇年〇月〇日			
工事着手予定年月日		平成〇〇年〇月〇日				平成〇〇年〇月〇日			
工事完成予定年月日		平成〇〇年〇月〇日				平成〇〇年〇月〇日			
使用開始予定年月日		平成〇〇年〇月〇日				平成〇〇年〇月〇日			
種類及び型式									
構造		別添構造図の通り				別添構造図の通り			
主要寸法		別添構造図の通り				別添構造図の通り			
能力		20 m ³ /日				5人槽 処理能力 1.0 m ³			
処理の方式		回転式活性汚泥法							
集水及び導水の方法		別添集水・導水図の通り				別添集水・導水図の通り			
使用時間間隔		1日20時間運転4時間停止				一日24時間運転			
使用の季節変動		無し							
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		汚泥凝集剤 ○ 消毒剤 ○				汚水量や汚濁については文献値やメーカーからの情報を記載してください			
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	PH	6~7	6~7	6~7	6~7	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD	2000	100	3000	120	200	10	250	20
	SS	4000	120	6000	120	160	<15	200	<15
	大腸菌群数	>3000	<3000	>3000	<3000	>3000	<3000	>3000	<3000
	NH ₄ NO ₂ NO ₃ -N	500	80	800	100				
	T-P	100	20	200	25				
T-N	800	100	1000	120					
量 (m ³ /日)	10	10	20	20	0.2	0.2	0.2	0.2	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		余剰汚泥 ○ t/月							
排出水の排出方法		〇〇川へ放流							
その他参考となるべき事項		余剰汚泥は堆肥舎にて堆肥化							

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水にかかる排水基準に定められた事項について記載すること。

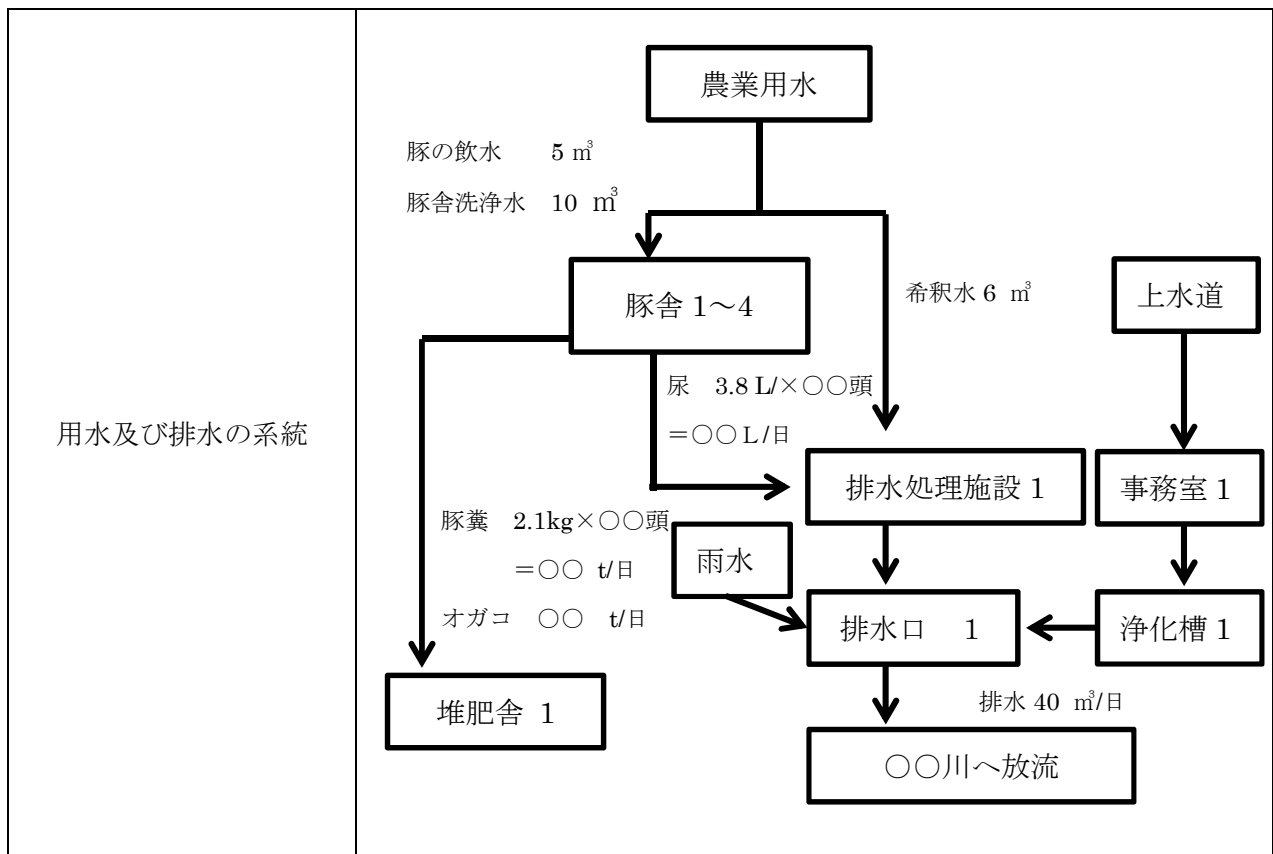
2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口 1			
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	PH	6~7	6~7		
	BOD	100	120		
	SS	120	120		
	大腸菌群数	<3000	<3000		
	NH ₄ NO ₂ NO ₃ -N	80	100		
	T-P	20	25		
	T-N	100	120		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		10.2	20.2		
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m³/日)
	豚の飲水	農業用水	5 m³
	洗浄水	農業用水	10 m³
	希釈水	農業用水	6 m³
	事務所	上水道	0.2 m³

該当しない部分は
二重線で消してください

個人の場合は個人認印
法人の場合は代表者印
(届出者は支店長などでも良い
が、代表者の委任状が必要)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更)

平成〇〇年〇

どれに該当するか
不明な際は保健所まで

(有) 〇〇ファーム
届出者 代表取締役 沖縄 太郎
(098-〇〇〇-〇〇〇)



水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設 (~~有害物質貯蔵指定施設~~) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		(有) 〇〇ファーム 〇〇農場	※施設番号	
工場又は事業場の所在地		沖縄県〇〇村字〇〇 〇〇番地 他〇〇筆		月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	1の2 イ、11 イ	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
第5条第2項関係	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。			

堆肥を製造・販売する場合
11 イも記入してください

該当部分にチェックを
入れてください

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	豚舎 1～2	堆肥舎 1
特定施設号番号及び名称	1の2 イ	11 イ
型 式	肥育豚舎	乾燥堆肥施設
構 造	コンクリートブロック造	コンクリートブロック造
主要寸法	W ○○m ×L ○○m×H ○○m ○○ m ²	W ○○m ×L ○○m×H ○○m ○○ m ²
能 力	飼育頭数 100 頭×2 棟 200 頭	堆肥生産量 ○ kg/日
配 置	別添配置図の通り	
設置年月日	年——月——日	年——月——日
工事着手予定年月日	平成○○年○月○日	平成○○年○月○日
工事完成予定年月日	平成○○年○月○日	平成○○年○月○日
使用開始予定年月日	平成○○年○月○日	平成○○年○月○日
その他参考となるべき事項		

法第6条の届出の場合に記載する場所なので、記載しないでください

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		豚舎 1		堆肥舎	
特定施設番号及び名称		1の2 イ 豚房施設		11 イ	
設置場所		別添配置図の通り		別添配置図の通り	
操業の系統		別添操業系統図の通り		別添操業系統図の通り	
使用時間間隔		通年使用		通年使用	
1日当たりの使用時間		24時間		24時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		飼料 ○○ kg オガコ ○○ kg 豚舎洗浄水 ○ m ³ （○ヶ月に1回）		豚ふん 1 t/日	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	PH BOD SS 大腸菌群数 NO ₂ ・NO ₃ 等	-	-	-	-
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		0	0	0	0
その他参考となるべき事項		糞尿はすべてオガコにて固定するため排水無し。 糞尿を固定したオガコは○ kg/○日 で堆肥舎へ搬出。 豚舎の洗浄は出荷後のみ行い（○ヶ月ごとに出荷）、排水は汚水貯留槽にて貯水し、液肥として草地に還元。		余剰水分はオガコにて固定。排水無し。	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	汚水貯留槽 1	浄化槽 1							
処理施設の設置場所	別添配置図の通り	別添配置図の通り							
設置年月日	年 月 日	年 月 日							
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日							
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日							
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日							
種類及び型式	コンクリート製	〇〇社製 〇〇-〇〇							
構造	別添構造図の通り	別添構造図の通り							
主要寸法	別添構造図の通り	別添構造図の通り							
能力	〇〇 m ³ 貯水	5人槽 処理能力 1.0 m ³							
処理の方式	貯留後・草地還元	嫌気ろ床接触ばっ気							
集水及び導水の方法	別添集水・導水図の通り	別添集水・導水図の通り							
使用時間間隔	24時間運転	24時間運転							
使用の季節変動	無し	無し							
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		消毒剤 〇 kg/月							
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	PH					5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD SS 大腸菌群数					200 160 >3000	10 <15 <3000	300 200 >3000	20 <15 <3000
量 (m ³ /日)	0	0	0	0	0.2	0.2	0.2	0.2	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 〇 kg/月、堆肥化				汚泥 〇kg/年、市町村委託処理				
排出水の排出方法	排水はすべて草地へ還元				〇〇川へ放流				
その他参考となるべき事項	汚泥は堆肥舎にて堆肥化								

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水にかかる排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

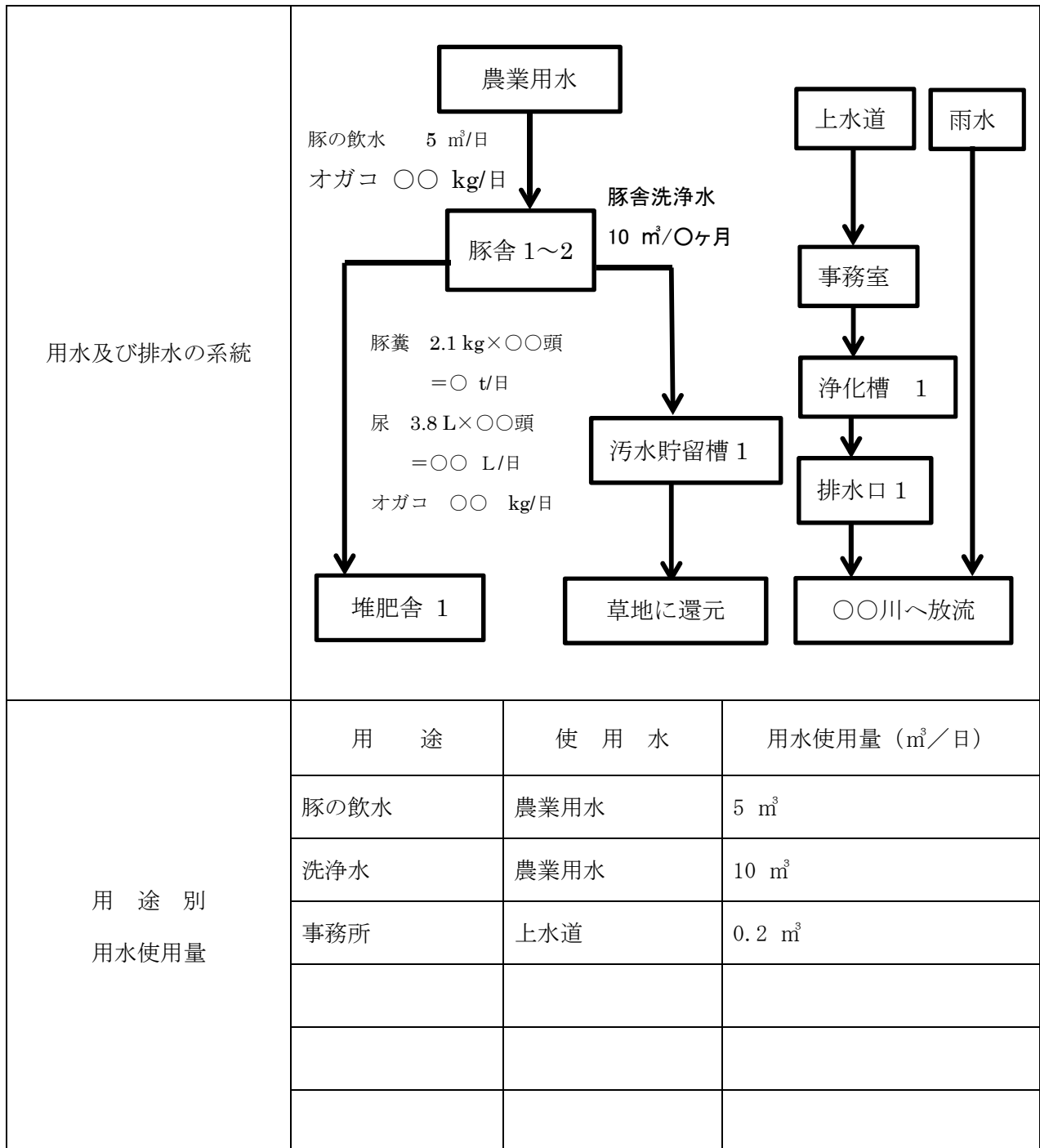
別紙4

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口 1			
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	PH	5.8~8.6	5.8~8.6		
BOD	10	20			
SS	<15	<15			
大腸菌群数	<3000	<3000			
		通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		0.2	0.2		
その他参考となるべき事項					

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



届出に関する留意点

- 施設からの汚水の排出がない場合でも、基本的に届出は必要です
- 堆肥化・草地還元を行う場合、糞尿等の処理計画について提出をお願いします。また、畑地・草地還元を行う場合は、対象となる草地等の場所や面積などについても記載してください。
- 委託により堆肥化を行う場合は、委託先についての情報を記載してください。また、委託先との契約書の写しや廃棄物処理法の許可証の写し等を添付してください。
- 悪臭防止法による届出が必要になる場合がありますので、設置市町村に確認してください。
- 糞尿の量については下記の表を参考にしてください(石川県畜産協会のホームページからの出典のため、沖縄県では量に若干の違いがあるかもしれません)

表 1 家畜ふん尿の排泄量

畜種	体重	ふん(日・頭羽)			尿	合計	合計	
		乾物量	含水量	生重 (日・頭羽)				
乳用牛	搾乳牛 ¹⁾	700kg	6.8kg	86%	50g	15kg	65kg	23.7t
	搾乳牛 ²⁾	600~700kg	5.7kg	84%	36kg	14kg	50kg	18.3t
	乾乳牛	550~650kg	4.2kg	80%	21kg	6kg	27kg	9.9t
	育成牛	40~500kg	3.6kg	78%	16kg	7kg	23kg	8.4t
肉用牛	2歳未満	200~400kg	3.6kg	78%	16kg	7kg	23kg	8.4t
	2歳以上	400~700kg	4.0kg	78%	18kg	7kg	25kg	9.1t
	乳用種	250~700kg	3.6kg	78%	16kg	7kg	23kg	8.4t
豚	子豚	3~30kg	0.15kg	72%	0.5kg	1.0kg	1.5kg	0.55t
	肥育豚	30~110kg	0.53kg	72%	1.9kg	3.8kg	5.7kg	2.08t
	繁殖豚	150~300kg	0.83kg	72%	3.0kg	7.0kg	10.0kg	3.65t
採卵鶏	雛	-	13g	70%	43g	-	43g	15.7kg
	成鶏 ³⁾	-	30g	70%	100g	-	100g	36.5kg
	成鶏 ⁴⁾	-	30g	60%	75g	-	75g	27.4kg
ブロイラー	成鶏	-	26g	70%	87g	-	87g	31.8kg
	成鶏 ⁵⁾	-	26g	40%	43g	-	43g	15.7kg

註 1) 生乳生産量が年間 10,000kg 程度の場合 4) 高床式鶏舎のふんの場合

2) 生乳生産量が年間 7,600kg 程度の場合 5) 暖房式のウインドレス鶏舎のふんの場合

3) 低床式鶏舎のふんの場合

出典：石川県畜産協会ホームページ <http://ishikawa.lin.gr.jp/kankyo/02.htm>

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)

個人の場合は個人認印
法人の場合は代表者印
(届出者は支店長などでも良いが、代表者の委任状が必要)

平成 〇〇年〇月

どれに該当するか
不明な際は保健所まで

〇〇保健所長

〇〇市〇〇△丁目△番地△
届出者 〇〇株式会社 〇〇食品
代表取締役 〇〇 〇〇



水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇食品 第一工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇△丁目△番地△	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	2 畜産食料品製造業 イ 原料処理施設 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙8のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙9のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙11のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙12のとおり。		

該当部分にチェックを入れてください

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の

**メーカー名と型番のみで
もかまいません**

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
特定施設号番号及び名称	2 イ 畜産食料品製造業原料処理施設	16 めん類製造業の用に供する湯煮施設
型式	解凍槽 〇〇社製〇〇型	〇〇社製〇〇型
構造	スチール製 (別紙構造図のとおり)	スチール製・連続バケット式 (別添構造図のとおり)
主要寸法	1,500(W)×1,200(L)×1,000(H) (別紙構造図のとおり)	2,400(W)×1,000(L)×2,500(H) (別紙構造図のとおり)
能力	120 kg/回	200 kg/回 (2000食/時間)
配置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり
設置年月日	年—月—日	年—月—日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	主要製品：味付	

**法第6条の場合のみ記載する場所なので、
通常は記載しないでください**

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		A-1		A-2	
特定施設番号及び名称		2 イ 畜産食料品製造業原料処理施設		16 めん類製造業の用に供する湯煮施設	
設置場所		別添配置図のとおり		別添配置図のとおり	
操業の系統		別添工程表のとおり		別添工程表のとおり	
使用時間間隔		9時～11時、		～18時(夜間使用)	
1日当たりの使用時間		4時間		10時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		豚肉 240 kg/日		小麦粉 80袋/日 (25 kg/1袋)	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6.5～8.0	6.5～8.0	4.0～6.0	4.0～6.0
	BOD	1,000	2,000	1,000	1,400
	SS	800	1,500	250	500
	n-Hex 大腸菌群数	4,000 100	8,000 150	100 200	400 300
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	15	20	150	200	
その他参考となるべき事項					

pH や BOD 等規制対象項目に影響を与えるものについて、具体的に記載をお願いします

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1 (工場排水処理施設)	B-2 (合併浄化槽)							
処理施設の設置場所	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり							
設置年月日	年 月 日	年 月 日							
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	平成〇〇年〇月〇〇日							
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	平成〇〇年〇月〇〇日							
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	平成〇〇年〇月〇〇日							
種類及び型式	〇〇製〇〇型	合併浄化槽 型式AA-〇〇型							
構造	RC造 (別添構造図のとおり)	FRP							
主要寸法	25 m(W)×10 m(L)×5 m(H) (別紙構造図のとおり)	別添構造図のとおり							
能力	300 m ³ /日	10人槽							
処理の方式	油水分離、活性汚泥方式	接触ばっ気方式							
処理の系統	別添第〇図のとおり	別添第〇図のとおり							
集水及び導水の方法	別添第〇図のとおり	別添第〇図のとおり							
使用時間間隔	連続	同左							
一日当たりの使用時間	2								
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	凝集 pH調整 塩素								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		通常		最大			
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後		
	pH	5.0-8.0	5.8-8.6	6.5-8.0	5.8-8.6	5~9	5.8~	5.5~9	5.8~
	BOD	1,000	20	1,500	30	200	8.6	250	8.6
	SS	500	20	1,000	30	160	10	200	20
	n-Hex	450	10	1,100	15	5	<1	10	5
	大腸菌群数	200	≤20	300	30	>3000	<3000	>3000	<3000
量 (m ³ /日)	165	165	220	220	1.5	1.5	2	2	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	脱水汚泥 (〇m ³ /月) 廃油 (〇m ³ /月)				浄化槽汚泥 (〇m ³ /年)				
排出水の排出方法	処理水→排水口1→側溝→〇〇川				処理水→排水口2→側溝→〇〇川				
その他参考となるべき事項	工場排水処理施設メーカーの情報								

汚水の汚染状態については実測値の他
浄化槽製造メーカー等からの情報や
参考文献からの出典でも可ですが、
下に出典の記載をお願いします

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水にかかる排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

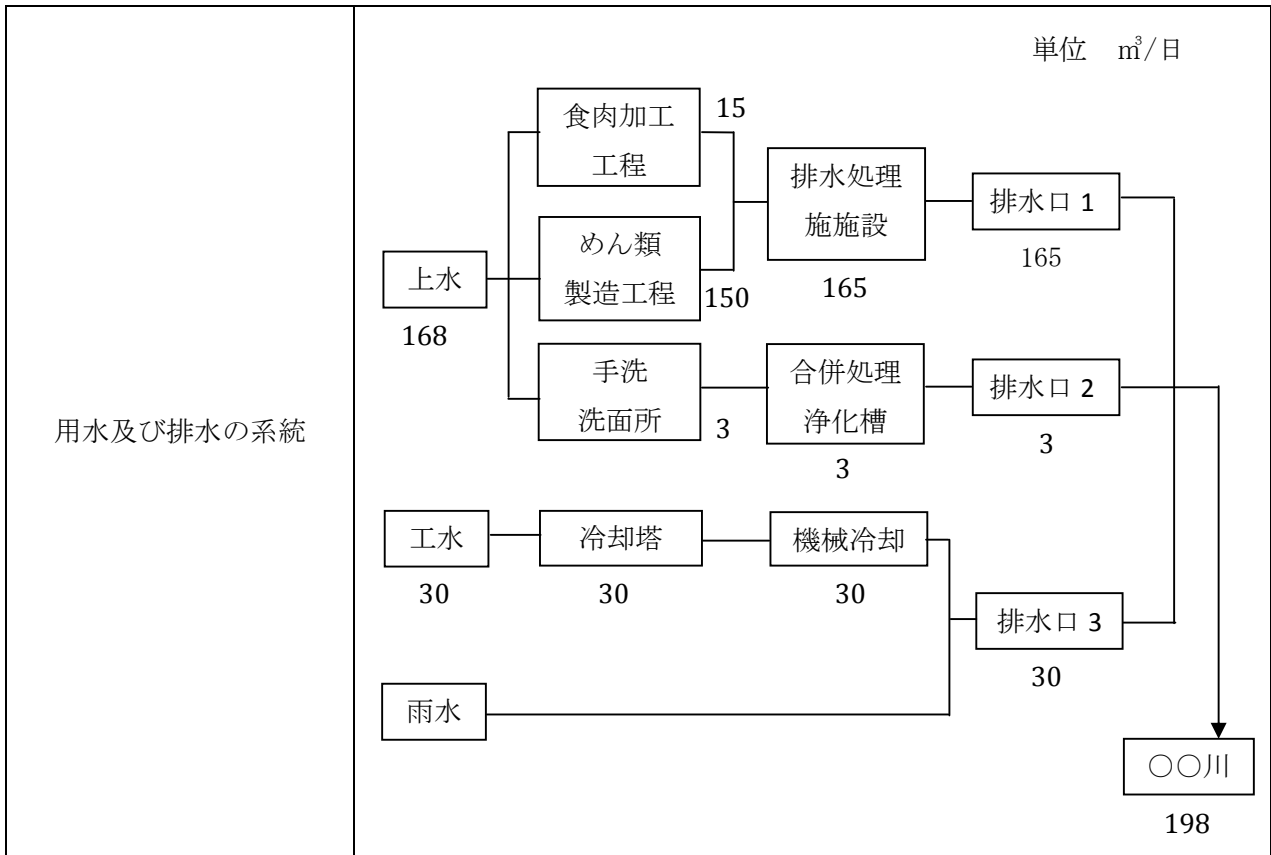
別紙4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口1 (工場排水)		排水口2 (浄化槽排水)		排水口3 (冷却水・雨水排水)	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		pH BOD SS n-Hex 大腸菌群数	5.8-8.6 20 20 10 ≤20	5.8-8.6 30 30 15 30	5.8-8.6 10 15 <1 0	5.8-8.6 20 20 5 <3000	
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大	通常	最大
		165	220	3	5	30	30
その他参考となるべき事項							

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



用途別 用水量	用途	使用水	用水量 (m ³ /日)
	工場排水	上水	165
	生活系	上水	3
	冷却水等	工水	30

**使用水ごとの用水及び排水の系統をフロー図等で具体的に記載してください
また、最終放流先についても記載をお願いします**

記載例

設置届出の例（旅館業）

様式第1（第3条関係）（表面）

該当しない部分は
二重線で消してください

個人の場合は個人認印
法人の場合は代表者印
（届出者は支店長などでも良い
が、代表者の委任状が必要）

どれに該当するか
不明な際は保健所まで

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

平成〇〇年〇 〇〇日

〇〇保健所長

届出者 〇〇株式会社 〇〇ホテル
沖縄県〇〇市〇〇-〇-〇
代表取締役 沖縄 太郎



水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇ホテル	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		沖縄県〇〇市〇〇-〇-〇	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	66-3 イ・ハ 旅館業	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

該当部分にチェックを入れてください

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

機械の場合、メーカー名と型式の記載でも可

工場又は事業場における施設番号	1 ちゅう房	2 入浴施設
特定施設号番号及び名称	66の3 旅館業 イ ちゅう房施設	66-3 旅館業 ハ 入浴施設
型 式	洗米機 1台 食器洗浄機 2台 流し台 3槽式	大浴場・・・2箇所 客室内浴室・・・100室
構 造	別紙構造図のとおり	別紙構造図のとおり
主要寸法	別紙構造図のとおり	別紙構造図のとおり
能 力	約200食/日	約150人/日
配 置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり
設置年月日	年—月—日	年—月—日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項		

法第6条の場合は設置年月日を記載

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及び、
こと。

2 その他参考となるべき事項の欄には、施設の
客室数や宿泊可能人数など、参考情報を記入してください。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		1 ちゅう房		2 入浴施設	
特定施設番号及び名称		66の3 旅館業 イ ちゅう房施設		66-3 旅館業 ハ 入浴施設	
設置場所		別添配置図のとおり		別添配置図のとおり	
操業の系統		別添操業系統のとおり		別添操業系統のとおり	
使用時間間隔		朝6時～9時朝食、 昼11時～14時昼食 夜6時から9時夕食		朝9時～11時：大浴場清掃 その他は入浴可	
1日当たりの使用時間		6時間/日			
使用の季節的変動		繁忙期（5月、7～9月）は 食数が増加		繁忙期の使用量は約2倍	
原材料（消耗資材を含む。） の種類、使用方法及び1日 当たりの使用量		種類：野菜、肉等 使用方法：調理 使用量：200kg/日		種類：水道水及び地下水 使用方法：ボイラーで加温 使用量：水道水10m ³ （個室・洗い） 地下水30m ³ （大浴場）	
汚水等の 汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	4～9	3～10	6～8	5～10
	BOD	20～100	50～300	<5	<5
	SS	10～50	20～200	15	30
	大腸菌群数 n-ヘキサシ	>3000 5～10	>3000 20～50	100 <1	100 <1
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	通常	最大	通常	最大
	10	10	20	50	60
その他参考となるべき事項					

**pHやBOD等規制対象項目に
影響を与えるものについて、
具体的に記載をお願いします**

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	1 ちゅう房 2 入浴施設 (客室・洗い水)	2 入浴施設 (大浴場浴槽)							
処理施設の設置場所	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり							
設置年月日	年—月—日	年—月—日							
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日							
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日							
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日							
種類及び型式	浄化槽 〇〇社 〇〇-〇〇 油トラップ 〇〇社 〇〇-〇〇	髪トラップ 〇〇社 〇〇-〇〇							
構造	別紙構造図のとおり	別紙構造図のとおり							
主要寸法	別紙構造図のとおり	別紙構造図のとおり							
能力	250人槽 (50m ³ /日)	30m ³ /日							
処理の方式	担体流動濾過方式	スクリーンろ過方式							
処理の系統	別紙処理系統図のとおり	別紙処理系統図のとおり							
集水及び導水の方法	別紙集水・導水の方法のとおり	別紙集水・導水の方法のとおり							
使用時間間隔	連続稼働								
使用の季節変動	繁忙期は水量								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	殺菌用固形塩	日							
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4~9	6~8	4~9	6~8	6~9	6~8	5~9	6~8
	BOD	200	10	300	20	<5	<5	<5	<5
	SS	50	5	100	20	20	5	30	10
	大腸菌群数	>3000	0	>3000	0	100	0	100	0
	n-ヘキサ	10	2	50	5	<1	<1	<1	<1
量 (m ³ /日)	10	10	20	20	50	50	60	60	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 汚泥：〇トン/月 産廃処理				髪の毛等 〇kg/月 事業系一廃処理				
排出水の排出方法	別紙集水・導水の方法のとおり				別紙集水・導水の方法のとおり				
その他参考となるべき事項	汚染状態：浄化槽メーカー〇〇社からの資料				大浴場の水はトラップで髪の毛等を除去後に消毒して放流、それ以外の水は浄化槽へ				

汚水の汚染状態については実測値の他浄化槽製造メーカー等からの情報や参考文献からの出典でも可ですが、下に出典の記載をお願いします

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水にかかる排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

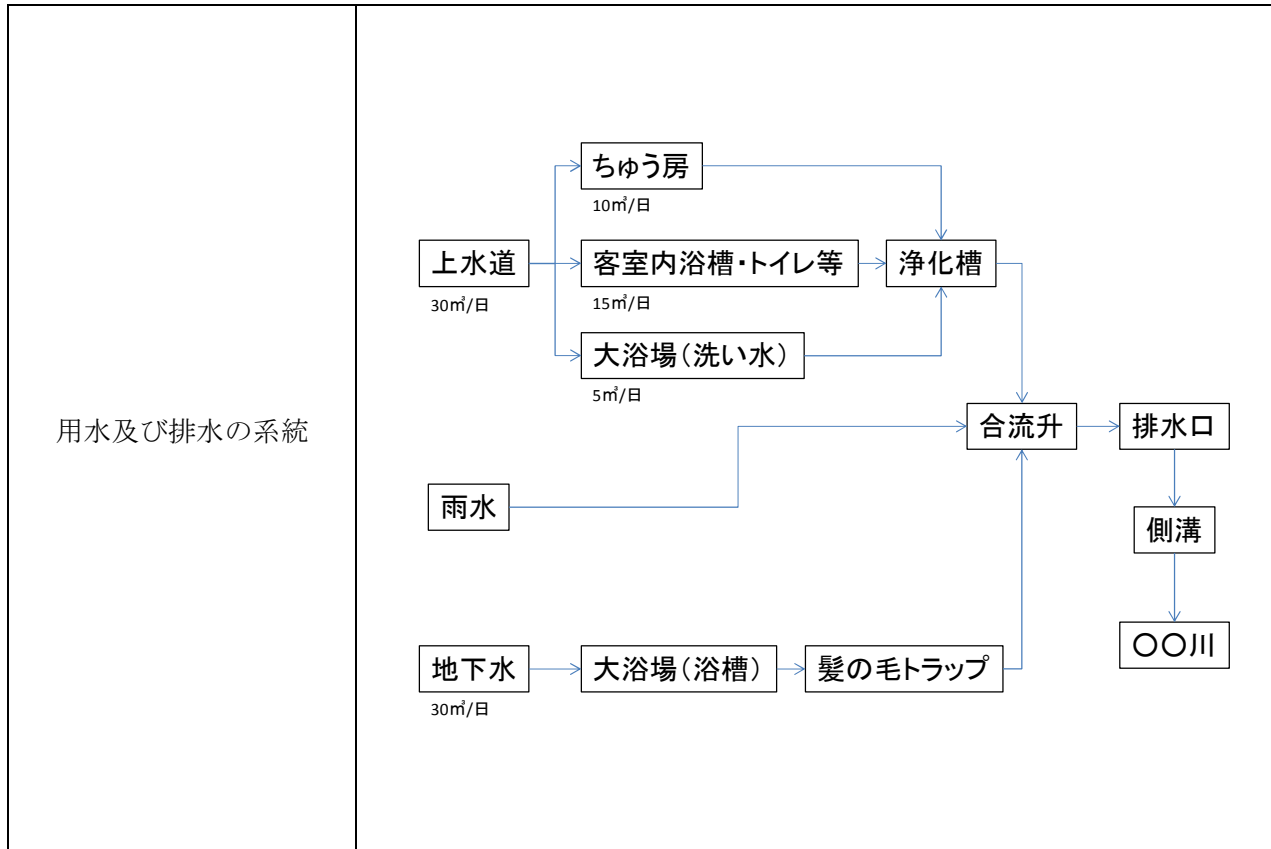
排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		3 浄化槽		4 髪の毛等トラップ	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
		pH	6~8	6~8	6~8
	BOD	10	20	<5	<5
	SS	5	20	5	10
	大腸菌群数	<3000	<3000	<3000	<3000
	n-ヘキサン	2	5	<1	<1
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		30	50	30	30
その他参考となるべき事項		浄化槽はちゆう房、客室内浴槽、レ、大浴場の洗い水などを処理		大浴場の浴槽水はトラップで髪の毛等を除去後に放流 (環境省：BOD等は温泉を利用する公衆浴場に係る調査結果より)	

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

**汚水の汚染状態については実測値の他
浄化槽製造メーカー等からの情報や
参考文献からの出典でも可ですが、
下に出典の記載をお願いします**

用水及び排水の系統



用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m³/日)
	ちゅう房	水道水	10~20
	客室内浴槽 トイレ等	水道水	15~20
	大浴場 (洗い水)	水道水	5~10
	大浴場 (浴槽水)	地下水	30

**使用水ごとの用水及び排水の系統をフロー図等で具体的に記載してください
また、最終放流先についても記載をお願いします**

別紙 1

別紙構造図

- ちゅう房施設についてはちゅう房の平面図や流し（シンク）のカタログ等を添付してください
- 入浴施設については大浴場の平面図やユニットバスのカタログ等を添付してください
- 洗濯施設がある場合は、洗濯機のカタログ等を添付してください

別添配置図

- 施設全体の平面図と特定施設、水処理施設の設置場所がわかる地図等を添付してください

別紙 2

別添配置図

- 別紙 1 に同じ

別添操業系統

- 営業時間、客室数、大浴場の有無などがわかるパンフレット等がかまいません

別紙 3

別紙構造図

- 浄化槽であれば浄化槽の型式適合認定証別添仕様書及び図面の写し、グリーストラップ等その他の処理施設であればその構造がわかる図面を添付してください

別添処理系統図

- 浄化槽であれば浄化槽の型式適合認定証別添仕様書及び図面の写し、グリーストラップ等その他の処理施設であればその処理の系統がわかる図面を添付してください（別紙構造図と共通でも可）

別紙集水・導水の方法

- 建築物の雨水を含む排水配管図を添付してください

届出事項内容

事業場名： 沖縄 邸
 担当者氏名： 沖縄 太郎
 （電話） 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

届出の概要

特定施設として「旅館業の用に供するちゅう房施設 1基、洗濯施設 1基、入浴施設 1基」について使用を届け出る。

なお、本申請に伴う排水量は通常 $0.5\text{m}^3/\text{日}$ 、最大 $1\text{m}^3/\text{日}$ である。（別紙4の数値）

事 項		添付の有無
特定施設の構造	別紙 1	有：無
特定施設の設備	別紙1の2	有：無
特定施設の使用の方法	別紙 2	有：無
汚水等の処理の方法	別紙 3	有：無
排出水の汚染状態及び量	別紙 4	有：無
用水及び排水の系統	別紙 6	有：無
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）	別紙1 5	有：無
特定事業場内排水経路図	添付資料	有：無
汚水処理施設の設計計算書	添付資料	有：無
汚水処理施設の構造図	添付資料	有：無
その他（ ）	添付資料	有：無

添付のないものは、前回の届出（ 年 月 日付け）と同じである。

記載例

設置届出の例（旅館業（住宅宿泊事業または簡易宿泊所に限る））

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

_____年__月__日

〇〇 保健所長 殿

届出者 沖縄県〇〇市〇〇-〇-〇
沖縄 太郎



水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		<u>沖縄</u> 宅・邸	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		沖縄県 <u>〇〇市〇〇-〇-〇</u>	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	66-3 イ・ロ・ハ 旅館業	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	①	②
特定施設号番号及び名称	66の3 旅館業 イ ちゅう房施設	66-3 旅館業 ロ 洗濯施設
型 式	<input checked="" type="checkbox"/> 食器洗浄機 <u>1</u> 台 (<u>〇〇社製 ▼▼▼</u>) <input checked="" type="checkbox"/> 流し台 <u>1</u> 槽式 (<u>〇〇社製 ▼▼▼</u>) <input type="checkbox"/> その他 (<u> </u>)	<input type="checkbox"/> 洗濯機 <u>1</u> 台 (<u>〇〇社製 ▼▼▼</u>) <input type="checkbox"/> 洗濯乾燥機 <u>1</u> 台 (<u>〇〇社製 ▼▼▼</u>) <input type="checkbox"/> その他 (<u> </u>)
構 造	<input type="checkbox"/> 別紙構造図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙カタログのとおり <input type="checkbox"/> 別紙写真のとおり	<input type="checkbox"/> 別紙構造図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙カタログのとおり <input type="checkbox"/> 別紙写真のとおり
主要寸法	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙カタログのとおり <input type="checkbox"/> 面積： <u> </u> m ² (W： <u> </u> m×L <u> </u> m)	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙カタログのとおり <input type="checkbox"/> L <u> </u> m×W <u> </u> m×H <u> </u> m
能 力	約 <u>9</u> 食/日	約 <u>8</u> kg/回
配 置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり
設置年月日	<u>〇〇〇〇</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	<u>〇〇〇〇</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
工事着手予定年月日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
工事完成予定年月日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
使用開始予定年月日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・客室数 <u>2</u> 室 ・宿泊可能人数 <u>4</u> 人 ・年間 <u>160</u> 日営業 ・週営業日 (日)・(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土) 	左に同じ

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	③	
特定施設号番号及び名称	66の3 旅館業 ハ 入浴施設	
型 式	<input checked="" type="checkbox"/> 浴室 <u>1</u> 室 (<u>〇〇社製 ▼▼▼</u>) <input type="checkbox"/>その他 (<u> </u>)	
構 造	<input type="checkbox"/>別紙構造図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙カタログのとおり <input type="checkbox"/>別紙写真のとおり	
主要寸法	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙カタログのとおり <input type="checkbox"/> L <u> </u> m×W <u> </u> m×H <u> </u> m	
能 力	<input type="checkbox"/> 約 <u> </u> 人/日 <input checked="" type="checkbox"/> 浴槽容積 <u>250</u> L	
配 置	別添配置図のとおり	
設置年月日	<u>〇〇〇〇</u> 年 <u> 〇</u> 月 <u> 〇</u> 日	年 月 日
工事着手予定年月日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	年 月 日
工事完成予定年月日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	年 月 日
使用開始予定年月日	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・客室数 <u>2</u> 室 ・宿泊可能人数 <u>4</u> 人 ・年間 <u>160</u> 日営業 ・週営業日 <input checked="" type="checkbox"/> 日・ <input checked="" type="checkbox"/> 月・ <input checked="" type="checkbox"/> 火・ <input checked="" type="checkbox"/> 水・ <input checked="" type="checkbox"/> 木・ <input checked="" type="checkbox"/> 金・ <input checked="" type="checkbox"/> 土	

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		①		②	
特定施設番号及び名称		66の3 旅館業 イ ちゅう房施設		66-3 旅館業 ロ 洗濯施設	
設置場所		別紙1 別添配置図に同じ		別紙1 別添配置図に同じ	
操業の系統		様式1 その他参考となるべき事項に同じ		様式1 その他参考となるべき事項に同じ	
使用時間間隔		断続		断続	
1日当たりの使用時間		<u>3</u> 時間		<u>2</u> 時間	
使用の季節的変動		☐なし ☑あり (繁忙期 5月、7～8月)		左に同じ	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		食材: <u>9</u> 食分		洗剤: <u>100</u> mL/日	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH BOD又はCOD SS 大腸菌群数 n-ヘキサン	<u>4 ~ 9</u> <u>20 ~ 100</u> <u>10 ~ 50</u> <u>> 3000</u> <u>5 ~ 10</u>	<u>3 ~ 10</u> <u>50 ~ 300</u> <u>20 ~ 200</u> <u>> 3000</u> <u>20 ~ 50</u>	<u>5 ~ 9</u> <u>170</u> <u>210</u> <u>100</u> <u>10</u>	<u>5 ~ 10</u> <u>200</u> <u>30</u> <u>100</u> <u>20</u>
※下水道接続の場合、「汚水等の汚染状態」欄は記載不要					
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		<u>0.1</u>	<u>0.2</u>	<u>0.2</u>	<u>0.4</u>
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	③				
特定施設番号及び名称	66の3 旅館業 ハ 入浴施設				
設置場所	別紙1 別添配置図に同じ				
操業の系統	様式1 その他参考となるべき事項に同じ				
使用時間間隔	断続				
1日当たりの使用時間	<u>2</u> 時間				
使用の季節的変動	☐なし ☑あり (繁忙期 5月、7～8月)				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	ボディソープ： <u>30</u> mL/日 シャンプー： <u>30</u> mL/日 リンス： <u>30</u> mL/日				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH BOD又はCOD SS 大腸菌群数 n-ヘキサン	<u>6 ~ 8</u> <u>< 5</u> <u>15</u> <u>100</u> <u>< 1</u>	<u>5 ~ 10</u> <u>< 5</u> <u>30</u> <u>100</u> <u>< 1</u>		
※下水道接続の場合、「汚水等の汚染状態」欄は記載不要					
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		<u>0.15</u>	<u>0.3</u>		
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

※下水道接続の場合、「工場又は事業場における施設番号」欄に“下水道接続”と記入、「その他参考となるべき事項」欄に下水道に接続している特定施設の番号を記入し、他の欄は未記入

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	1								
処理施設の設置場所	別添配置図のとおり								
設置年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		年	月 日					
工事着手予定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		年	月 日					
工事完成予定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		年	月 日					
使用開始予定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		年	月 日					
種類及び型式	合併浄化槽 〇〇社▼▼-▼▼								
構造	FRP 製								
主要寸法	<input type="checkbox"/> 別紙構造図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 1.6m×1.0m×1.5mH								
能力	5人槽 (1 m ³ /日)								
処理の方式	担体流動ろ過方式								
処理の系統	別紙処理系統図のとおり								
集水及び導水の方法	<input type="checkbox"/> 自然流下 <input checked="" type="checkbox"/> 別図集水・導水の方法のとおり								
使用時間間隔	連続稼働								
使用の季節変動	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 繁忙期は水量増加								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	<input type="checkbox"/> _____ 消毒剤 _____g/日								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4~9	6~8	4~9	6~8				
	BOD	200	10	300	20				
	SS	50	5	100	20				
	大腸菌群数 n-へキサソ	>3000	0	>3000	0				
量 (m ³ /日)	10	10	20	20					
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 汚泥：1.5トン/月 産廃処理								
排出水の排出方法	別紙集水・導水の方法のとおり								
その他参考となるべき事項	汚染状態：浄化槽メーカー〇〇社からの資料								

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水質に定められた事項について記載すること。

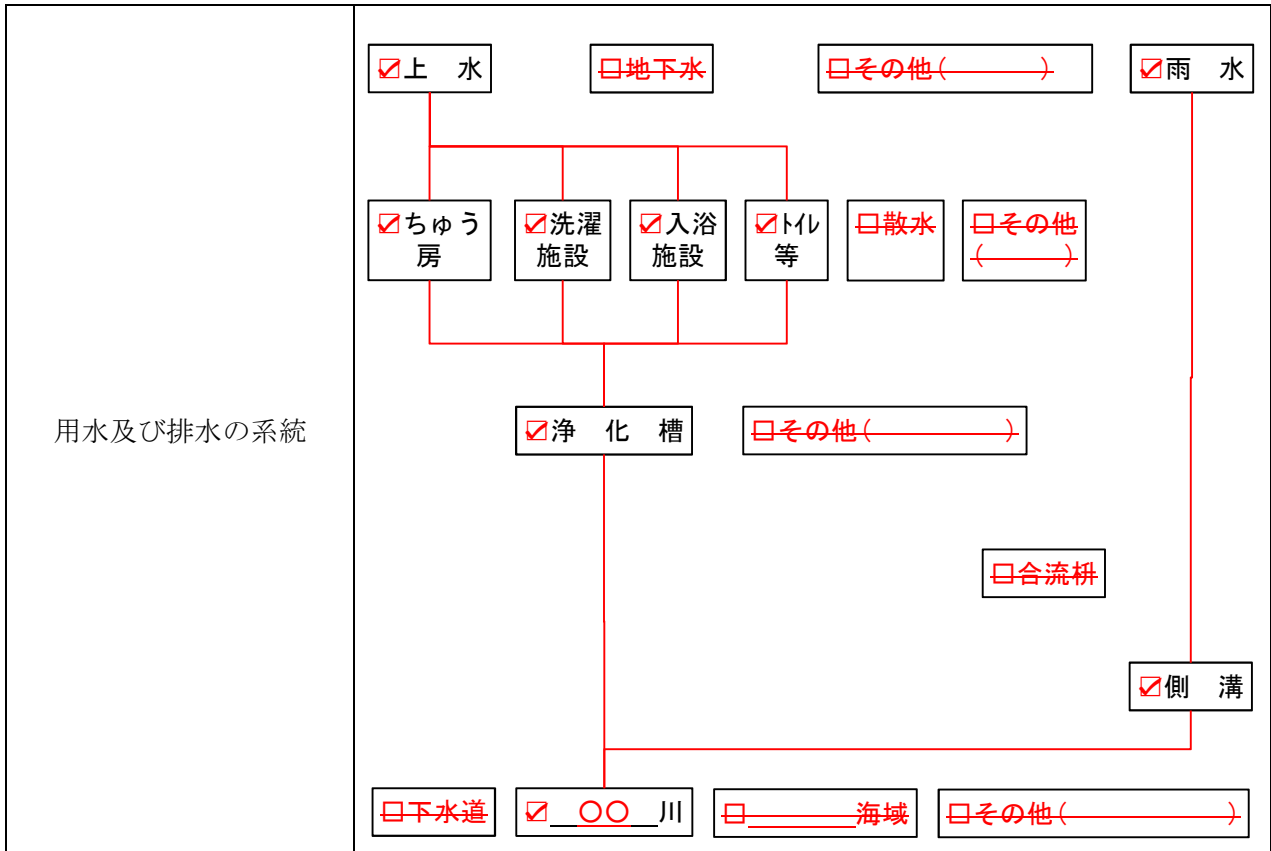
2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		合併浄化槽 <u>1</u>		雨水	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH BOD SS 大腸菌群数 n-ヘキサン	6~8 10 5 <3000 2	6~8 20 20 <3000 5	—	—
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		30	50	0	0
その他参考となるべき事項		浄化槽はちゆう房、洗濯施設、入浴施設、トイレ、 その他 などの汚水を処理			

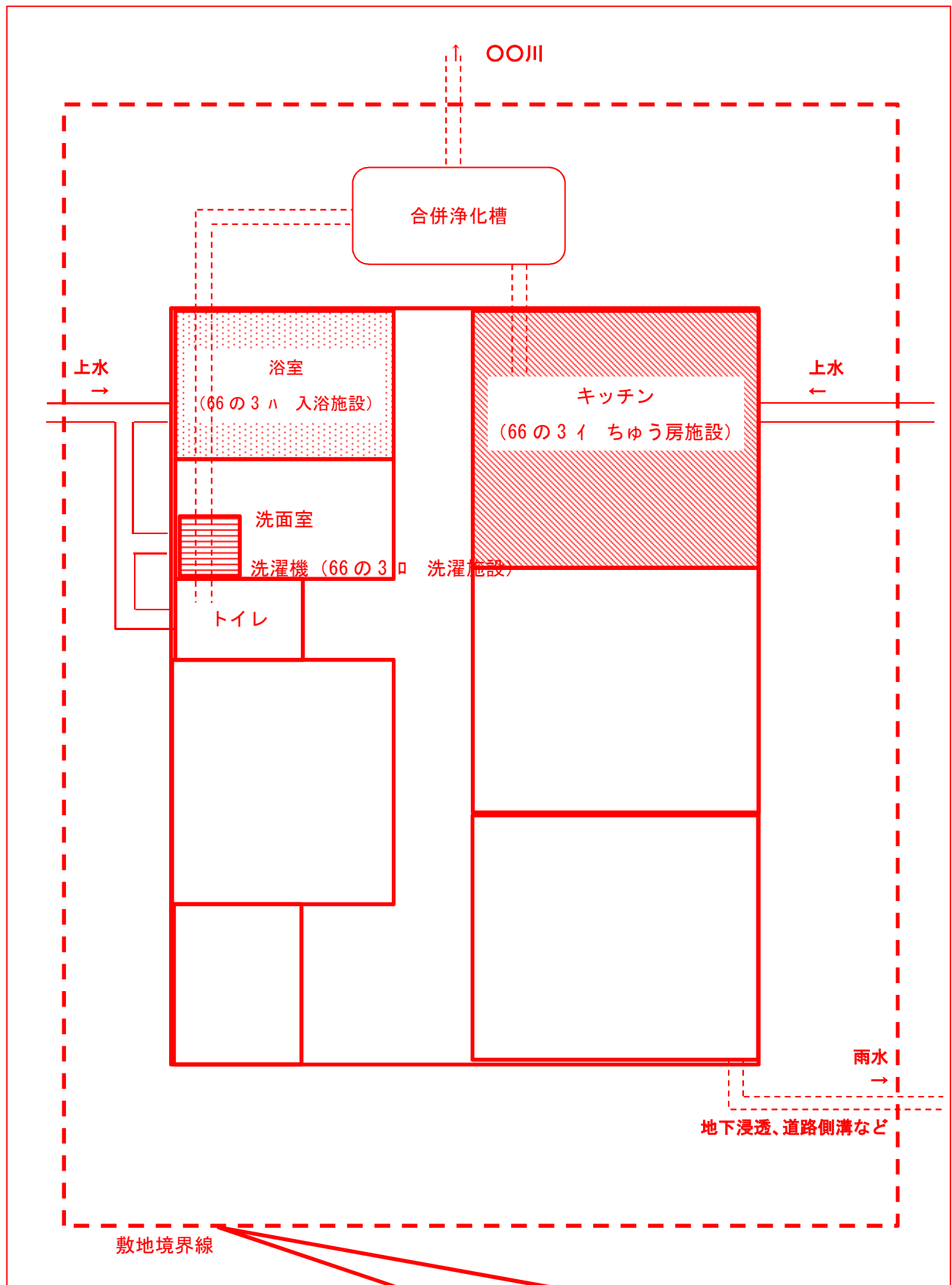
備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)
	ちゅう房	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他()	___ ~ ___
	洗濯施設	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他()	___ ~ ___
	入浴施設	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他()	___ ~ ___
	トイレ等	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他()	___ ~ ___
	散水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他()	___ ~ ___
	その他	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他()	___ ~ ___
	生活水 (洗面、トイレ、ちゅう房、洗濯、入浴等)	水道水	0.5 ~ 1

特定事業場内配置図、集水・排水の方法



住宅宿泊事業法の届出で使用した図面に追記したものでよい

別紙 1

別紙構造図

- ちゅう房施設については、ちゅう房の平面図や流し（シンク）のカタログ等を添付してください
- 入浴施設については、浴室の平面図やユニットバスのカタログ等を添付してください
- 洗濯施設については、洗濯機のカタログ等を添付してください

別添配置図

- 施設全体の平面図（「住宅宿泊事業届出書」に添付したものでよい）と特定施設、水処理施設の設置場所がわかる地図等を添付してください

別紙 2

別添配置図

- 別紙 1 に同じ

別添操業系統

- 営業時間、客室数、大浴場の有無などがわかるパンフレット等がかまいません

別紙 3

別紙構造図

- 浄化槽であれば浄化槽の型式適合認定証別添仕様書及び図面の写し、グリーストラップ等その他の処理施設であればその構造がわかる図面を添付してください

別添処理系統図

- 浄化槽であれば浄化槽の型式適合認定証別添仕様書及び図面の写し、グリーストラップ等その他の処理施設であればその処理の系統がわかる図面を添付してください（別紙構造図と共通でも可）

別紙集水・導水の方法

- 建築物の雨水を含む排水配管図を添付してください

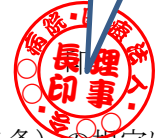
様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更)

平成〇〇年〇〇月

〇〇保健所長 殿

届出者 医療法人〇〇会
〇〇病院 理事長 沖縄 太郎



個人の場合は個人認印
法人の場合は代表者印
(届出者は支店長などでも良い
が、代表者の委任状が必要)

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇病院	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		沖縄県〇〇市〇〇-〇-〇	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	68の2 病院 イ、ロ、ハ 72 し尿処理施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
△有害物質使用特定施設の種類	別紙7のとおり。			
第5条第2項関係	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙1①

特定施設の構造

機械の場合、メーカー名と型式の記載でも○

欄が足りない場合は
複写してください

工場又は事業場における施設番号	イ-1	ロ-1~4
施設名称	68の2 病院 イ ちゅう房施設	68の2 病院 ロ 洗浄施設 (洗浄台)
型式	洗米機 1台 食器洗浄機 3台 流し台 3槽式×2	☆☆社 ステンレスシンク ☆☆-☆☆
構造	別添構造図のとおり	別添構造図のとおり
主要寸法	別添構造図のとおり	別添構造図のとおり
能力	約1200食/日	ステンレス槽 2槽×4
配置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事完了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	年平均入院患者数 〇〇名×3食 従業員向け 〇〇食	検査室等

法第6条の場合は
設置年月日を記載

洗浄施設など、能力の記載が
難しい施設についての記載は
施設の概要でかまいません

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	ロ-5～14	ハ-1、2
特定施設番号及び名称	68の2 病院 ロ 洗浄施設 (洗濯施設)	68の2 病院 ハ 入浴施設
型 式	全自動洗濯機 (洗濯容量：9kg) ×10台	大浴場 ×2
構 造	別添構造図のとおり	別添構造図のとおり
寸 法	別添構造図のとおり	別添構造図のとおり
	×10台/日	入浴者 ○○名/日
配 置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日
工事完成予定年月日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日
使用開始予定年月日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日
その他参考となるべき事項		

メーカーのカタログ写しでOKです

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	ハ-3~15	72-1
特定施設番号及び名称	68の2 病院 ハ 入浴施設	72 し尿処理施設
型式	◎◎社 ○○-○○×10 ◎◎社 △△-△△	●●社 浄化槽 ■ ■-■ ■
構造	別添構造図のとおり	別添構造図のとおり
主要寸法	別添構造図のとおり	別添構造図のとおり
能力	入浴者 ○○名/日×10 入浴者 △△名/日×3	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>浄化槽の型式適合認定書別添仕様書及び図面の添付で OK</p> </div>
配置	別添配置図のとおり	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日
工事完成予定年月日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日
使用開始予定年月日	平成○○年○○月○○日	平成○○年○○月○○日
その他参考となるべき事項	○○-○○ 個別浴槽 ハ-3~12 △△-△△ 要介護者用 ハ-13~15	国土交通省認証番号 ■ ■-■ ■

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれと関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄に、当該特定施設の使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造を記載してください

その他参考となる事項を記載してください

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	ロ-1	ロ-2
特定施設番号及び名称	68の2 病院 ロ 洗浄施設	68の2 病院 ロ 洗浄施設
設備	ステンレスシンク	ステンレスシンク
構造	別紙構造図のとおり	別紙構造図のとおり
主要寸法	別紙構造図のとおり	別紙構造図のとおり
配置	別紙配置図のとおり	別紙配置図のとおり
設置年	年 月 日	年 月 日
工事着工	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>有害物質使用特定施設に係る構造はカタログ写しの添付だけでは無く、周辺の床構造や配管の構造、トレンチの有無など詳細について記載してください</p> </div>	
工事完了		
使用開始		
その他参考となるべき事項	病理検査室 有害物質を使用 (別添使用薬剤リスト①) 配管材質 硬質塩ビ管 配管点検：目視点検(年〇回) 施設周辺床面：耐薬性被覆(被覆の性状は別添カタログ参照)	臨床検査室 有害物質を使用 (別添使用薬剤リスト②) 配管材質 硬質塩ビ管 配管点検：目視点検(年〇回) 施設周辺床面：耐薬性被覆(被覆の性状は別添カタログ参照)

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙1の2②

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	ロ-3	ロ-4
特定施設号番号及び名称	68の2 病院 ロ 洗浄施設	68の2 病院 ロ 洗浄施設
設備	ステンレスシンク	ステンレスシンク
構造	別紙構造図のとおり	別紙構造図のとおり
主要寸法	別紙構造図のとおり	別紙構造図のとおり
配置	別紙配置図のとおり	別紙配置図のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	細菌検査室 有害物質を使用 (別添使用薬剤リスト③) 配管材質：耐熱性硬質塩ビ管 配管点検：目視点検(年〇回) 施設周辺床面：耐薬性被覆(被覆の性状は別添カタログ参照)	薬剤調剤室 有害物質を使用 (別添使用薬剤リスト④) 配管材質：硬質塩ビ管 配管点検：目視点検(年〇回) 施設周辺床面：耐薬性被覆(被覆の性状は別添カタログ参照)

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合は、本様式を提出することを要しない。
2 配置の欄には、当該特定施設の設備を記載すること。

**使用薬剤リストは法で定める有害物質に関わるものだけでOKです
また、点検頻度や配管材質、周辺床の情報なども記載してください**

別紙2①

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		イ-1		ロ-1~4	
特定施設番号及び名称		68の2 病院 イ ちゅう房施設		68の2 病院 ロ 洗浄施設	
設置場所		別添配置図のとおり		別添配置図のとおり	
操業の系統		別添操業の系統のとおり		別添操業の系統のとおり	
使用時間間隔		朝食 6:00~9:00 昼食 12:00~14:00 夕食 17:00~20:00		9:00~18:00	
1日当たりの使用時間				9時間/日	
使用の季節				季節変動無し	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		野菜、肉・魚、穀物類 1200食/日		別添使用薬剤リスト ①~④のとおり	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5~9	4~10	5~9	4~10
	BOD(mg/L)	450	600	450	600
	SS(mg/L)	450	600	450	600
	大腸菌群(個/mL)	≦3000	≦3000	≦3000	≦3000
	n-ヘキサン(mg/L)	≦10	≦20	≦10	≦20
	ふっ素(mg/L)	-	-	10	15
	ほう素(mg/L)	-	-	5	10
	砒素(mg/L)	-	-	0.01	0.015
	セレン(mg/L)	-	-	0.01	0.015
総水銀(mg/L)	-	-	<0.0005	0.0005	
汚水等の量(m ³ /日)	通常	通常	最大	通常	最大
	50			1	2
その他参考となるべき事項					

操業の系統は病院の紹介パンフレットなどでも○

汚染の可能性のある項目のみの記載でかまいません

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		ロ-5～15		ハ-1～15		
特定施設号番号及び名称		68の2 病院 ロ 洗浄施設		68の2 病院 ハ 入浴施設		
設置場所		別添配置図のとおり		別添配置図のとおり		
操業の系統		別添操業の系統のとおり		別添操業の系統のとおり		
使用時間間隔		8:30～17:30		14:00～18:00		
1日当たりの使用時間		9時間/日		4時間/日		
使用の季節的変動		季節変動無し		季節変動無し		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		洗剤 ○本/日 柔軟剤 ○本/日 漂白剤 ○本/日		シャンプー ○本/日 リンス ○本/日 石けん ○個/日		
汚水等の汚染状態	種類	項目	通常	最大	通常	最大
		pH BOD(mg/l) SS(mg/l) 大腸菌数(個/mL) n-ヘキサン	5～9 200 200 ≤3000 ≤10	4～10 400 400 ≤3000 ≤15	5～9 50 50 ≤3000 ≤10	5～9 80 80 ≤3000 ≤15
<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>わかっている範囲でかまいませんので、pHやBODなど規制対象項目に影響を与える消耗品を記載してください</p> </div>				最大	通常	通常
				40	40	60
その他参考となるべき事項						

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		72-1			
特定施設番号及び名称		72 し尿処理施設			
設置場所		別添配置図のとおり			
操業の系統		別添操業の系統のとおり			
使用時間間隔		24時間稼働			
1日当たりの使用時間		24時間稼働			
使用の季節的変動		季節変動無し			
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		消毒用タブレット 浄化槽の型式適合認定書別添仕様書及び図面の添付で OK			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6~8	6~8		
	BOD(mg/L)	10	20		
	SS(mg/L)	10	20		
	大腸菌群(個/mL)	<3000	<3000		
n-ヘキサン(mg/L)	<5	<5			
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	通常
		220	270		
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3①

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	イ-1、ロ-5～15 ハ-1～15、その他雑排水（洗面台、便所等からの排水）				
処理施設の設置場所	別添配置図のとおり				
設置年月日	年 月 日				
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇				
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇				
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇				
種類及び型式	●●社 浄化槽 認証番号■-■-■				
構造	RC及びFRP製				
主要寸法	別添構造図のとおり				
能力	2000人槽				
処理の方式	担体流動ろ過循環方式				
処理の系統	別添処理系統図のとおり				
集水及び導水の方法	別添集水及び導水図のとおり				
使用時間間隔	24時間 働				
使用の季節変動	季節 無し				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	消毒薬タブレット 〇kg				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大	
		浄化槽の型式適合認定書別添仕様書及び図面の添付でOK		処理前	処理後
	pH			5～9	6～8
	BOD(mg/L)	200	10	300	20
	SS(mg/L)	200	10	300	20
	大腸菌群(個/mL)	≤3000	<3000	≤3000	<3000
	n-ヘキサン(mg/L)	10	<5	15	<5
量 (m ³ /日)	200	220	250	270	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 〇〇ト/月 事業系一廃処理 グリーストラップからの廃油 〇〇kg/月 産廃処理 食品残渣 〇〇ト/月 事業系一廃処理				
排出水の排出方法	調整池からオーバーフローして排水口1へ				
その他参考となるべき事項					

特定施設でこの処理施設に汚水を排出するものと、特定施設以外でこの処理施設を用いる汚水発生源を記載してください

浄化槽の型式適合認定書別添仕様書及び図面の添付でOK

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水にかかると排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙3②

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	ロ-1~4				
処理施設の設置場所	別添配置図のとおり				
設置年月日	年 月 日				
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
種類及び型式	汚水処理施設				
構造	FRP及びSUS304製				
主要寸法	別添構造図のとおり				
能力	2m ³ /日				
処理の方式	連続式中和/沈殿方式				
処理の系統	別添処理系統図のとおり				
集水及び導水の方法	別添集水及び導水図のとおり				
使用時間間隔	24時間稼働				
使用の季節変動	季節変動無し				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	次亜塩素酸Na ○L、硫酸○L NaOH ○L、PAC ○kg				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5~9	6~8	4~10	6~8
	BOD(mg/L)	450	10	600	20
	SS(mg/L)	450	10	600	20
	大腸菌群(個/mL)	≤3000	<3000	≤3000	<3000
	n-ヘキサン(mg/L)	≤10	<5	≤20	<5
	ふっ素(mg/L)	10	2	15	3
	ほう素(mg/L)	5	1	10	2
	砒素(mg/L)	0.01	<0.002	0.015	<0.002
セレン(mg/L)	0.01	<0.002	0.015	<0.002	
総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	
量(m ³ /日)	1	5	2	10	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 ○〇トン/月 産廃処理				
排出水の排出方法	調整池からオーバーフローして排水口1へ				
その他参考となるべき事項	年に1回汚泥の性状検査を委託測定				

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水にかかる排水基準に定められた事項について記載すること。

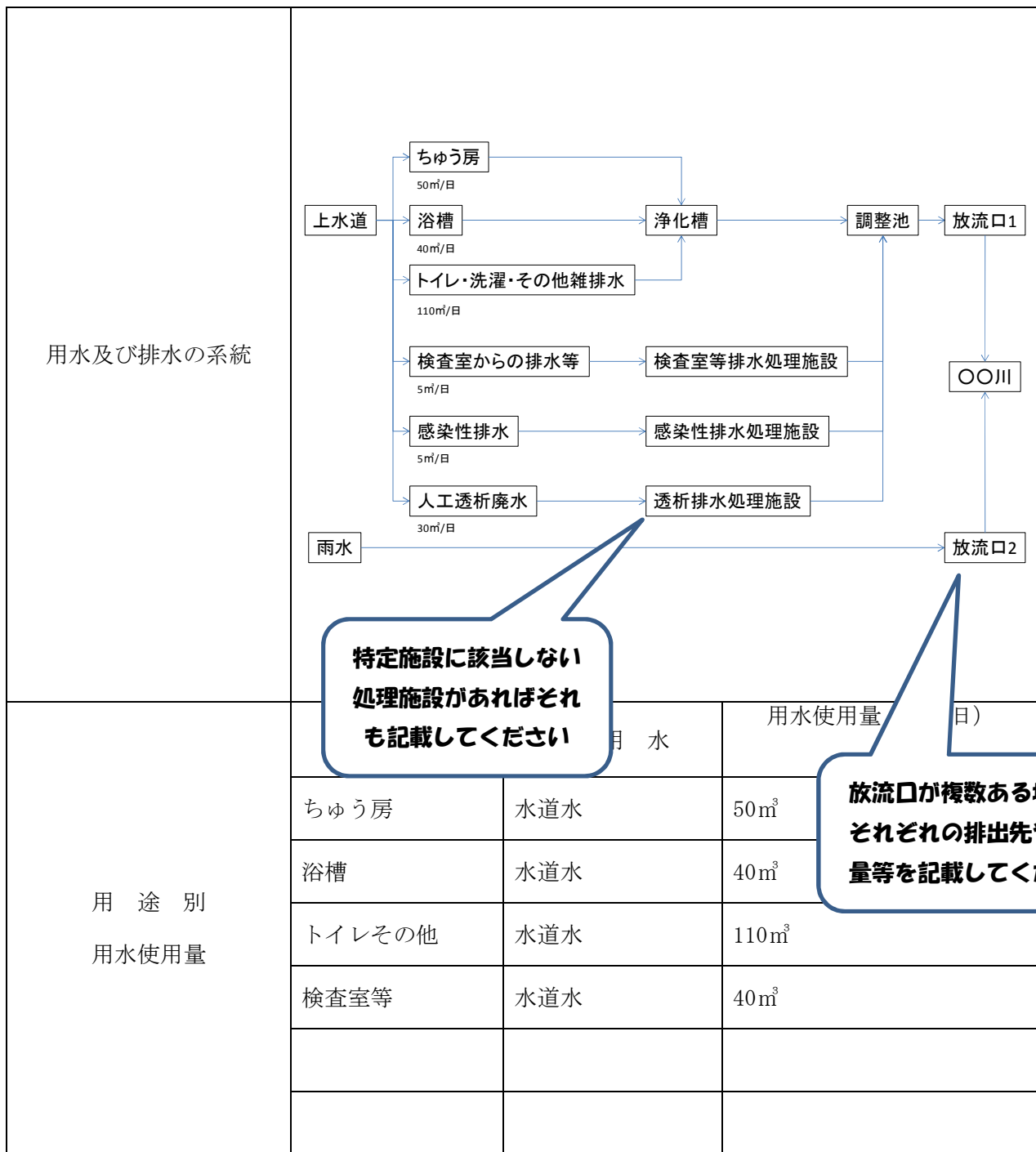
2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排出口1(浄化槽及び排水処理施設処理水からの排水)		排出口2(雨水排水)	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
		pH	6~8	6~8	
	BOD(mg/L)	10	20		
	SS(mg/L)	10	20		
	大腸菌群(個/mL)	<3000	<3000		
	ノルマルヘキサン(mg/L)	<5	<5		
	ふっ素(mg/L)	2	3		
	ほう素(mg/L)	1	2		
	砒素(mg/L)	<0.002	<0.002		
	セレン(mg/L)	<0.002	<0.002		
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		240	300	0	〇〇
その他参考となるべき事項		調整池からのオーバーフロー水 特定施設及び浄化槽以外の処理施設処理水(透析廃水、感染性廃水など)を含む		<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>雨水水量については通常は0でOKです 最大には雨水の排水計画で最大雨量を 求めていれば、それを記載してください 汚染状態の記入は必要ありません</p> </div>	

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水について記載すること。

用水及び排水の系統



**特定施設に該当しない
処理施設があればそれ
も記載してください**

**放流口が複数ある場合、
それぞれの排出先や排出
量等を記載してください**

その他添付書類の留意事項

- 建築物の平面図・排水配管図を添付してください（配置図等とまとめてもかまいません）。
- 平面図中には有害物質を使用する場所について記載をお願いします。
（特定施設に関わらない場所でも有害物質を使用する場所は記載してください。）
- 使用する有害物質については、使用する部屋ごとに記載してください（施設廃止時の土壌汚染調査の際に必要な資料となります。これが無い場合、使用履歴がある場所や配管がある場所だけでは無く、全域について全有害物質の調査が必要となり、調査費用が莫大なものとなります）。
- 排水配管図において、有害物質に係るものについては色分けを行うなど、通常の排水管と区別してください。
- 使用薬剤リストについては、有害物質が不純物として含まれているものについては記載不要です（例：不純物として砒素・フッ素・水銀等を含む食品などは記載の対象外ですが、医薬品として使用するトリセノックス（三酸化二砒素）、フッ化ナトリウムや防腐剤としてチメロサルル（有機水銀）を含むワクチン等は記載してください）。

別紙1の別添

○構造図について

ちゅう房施設についてはちゅう房の平面図や流し（シンク）のカタログ等を添付してください。

入浴施設については大浴場の平面図やユニットバスのカタログ等を添付してください。

洗浄施設がある場合は、シンクや洗濯機のカタログ等を添付してください。

浄化槽の構造図は型式適合認定書及び別添仕様書及び図面がかまいません。

○配置図について

施設全体の平面図と特定施設、水処理施設の設置場所がわかる地図等を添付してください。

別紙1の2の別添

○構造図について

有害物質使用特定施設に係る構造はカタログ写しの添付だけでは無く、周辺の床構造や配管の構造、トレンチの有無など詳細について記載してください。

○使用薬剤リスト

使用薬剤リストには有害物質を含むものだけでもかまいません。

○カタログ

床面や配管について、薬品への耐性がわかる資料などを添付してください（材質について「ステンレス」のみではなく SUS304、18-8 などステンレスの種類がわかるものをお願いします）。

別紙2の別添

○配置図について

別紙1のものと共用がかまいません。

○操業の系統について

病院の病床数や診療科目、救急医療の有無などがわかるパンフレットの添付がかまいません。

別紙3の別添

○配置図について

別紙1と同じです。

○構造図について

別紙1と同じです。

○処理系統図について

浄化槽であれば、浄化槽型式適合認定書の別添仕様書などを添付すれば良いですが、汚水処理施設がある場合は、汚水処理施設の処理の系統を記載してください。

○集水及び導水図

配置図と共用してもかまいません。

○集水及び導水図

配置図と共用してもかまいませんが、有害物質を含む排水が通るおそれがある管は色を変えてください。

該当しない部分は、
二重線で消してください

個人の場合→個人認印
法人の場合→代表者印
(届出者が工場長等の場合は、
代表者からの委任状が必要)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

平成〇〇年〇月

〇〇保健所長 殿

どれに該当するか
ご不明な際は保健所まで

届出者 沖縄県〇〇市△△123番地
〇〇石油株式会社
代表取締役 沖縄 太郎



水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項~~(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇サービスステーション	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		沖縄県〇〇市△△456番地	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	71 自動式車両洗浄施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

該当部分にチェックを入れてください

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1	
特定施設番号及び名称	71 自動式車両洗浄施設	
型 式	門型洗車機 (〇〇社製 ABC-123)	カタログ等あれば添付 してください
構 造	鉄製アルミ板張り (構造図は別添〇のとおり)	
主要寸法	装置外形 縦〇m×横〇m×高さ〇m (構造図は別添〇のとおり)	
能 力	車両70台/日	
配 置	配置図は別添〇のとおり	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇月〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	平成〇〇年△月△日	年 月 日
使用開始予定年月日	平成〇〇年□月□日	年 月 日
その他参考となるべき事項	参考資料としてカタログ添付	法第6条の場合は 設置年月日を記載

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		No. 1			
特定施設番号及び名称		71 自動式車両洗淨施設			
設置場所		配置図は別添〇のとおり			
操業の系統		自動車洗淨を行うもの (操業系統図は別添〇のとおり)			
使用時間間隔		8:00~20:00			
1日当たりの使用時間		12時間			
使用の季節的変動		梅雨時期は使用が減少			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		濃縮洗剤 ○〇L/日 (水で〇〇倍希釈して使用)			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.5	8.0		
	BOD (mg/L)	50	80		
	SS (mg/L)	60	90		
	n-hex抽出物 (mg/L)	5	10		
	大腸菌郡数 (個/cm ³)	30	50		
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		4	7		
その他参考となるべき事項		平均洗車数 30台/日			

具体的な内容について
記載してください

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		No. 2				No. 3			
処理施設の設置場所		別添○（配置図）のとおり				別添○（配置図）のとおり			
設置年月日		年 月 日				年 月 日			
工事着手予定年月日		平成〇〇年〇月〇日				平成〇〇年〇月〇日			
工事完成予定年月日		平成〇〇年△月△日				平成〇〇年△月△日			
使用開始予定年月日		平成〇〇年□月□日				平成〇〇年□月□日			
種類及び型式		油水分離槽 4槽式 〇〇社製 A-1				合併浄化槽（〇〇人槽） 〇〇社製 B-2			
構造		コンクリート製 （構造図は別添○のとおり）				FRP製 （構造図は別添○のとおり）			
主要寸法		全体縦〇m×横〇m×高さ〇m （構造図は別添○のとおり）				全体縦〇m×横〇m×高さ〇m （構造図は別添○のとおり）			
能力		〇〇m ³ /日				〇〇m ³ /日			
処理の方式		自然分離浮上方式				嫌気ろ床接触ばっ気方式			
集水及び導水の方法		洗車ピット→油水分離槽 （経路図は別添○のとおり）				排水管（埋設）→浄化槽 （経路図は別添○のとおり）			
使用時間間隔		連続				連続			
使用の季節変動		なし				なし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		特になし				消毒剤（次亜塩素酸Ca） 1錠/日			
汚水等の汚染状態及び水量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	7.5	7.5	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	BOD (mg/L)	50	30	80	50	20	20	20	20
	SS (mg/L)	60	30	90	50	20	20	20	20
	n-hex抽出物 (mg/L)	5	2	10	4	2	2	2	2
	大腸菌郡数 (個/cm ³)	30	10	50	20	20	20	20	20
量 (m ³ /日)	4	4	7	7	7	7	7	7	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		汚泥(〇m ³ /月)は、産業廃棄物処理業者へ処理委託				汚泥(〇m ³ /月)は、一般廃棄物として処理			
排出水の排出方法		排水口1→道路側溝→〇〇川 （排水口位置は、別添○のとおり）				同左			
その他参考となるべき事項		出典：〇〇社 カタログより				出典：〇〇社 カタログより			

汚水の汚染状態については、浄化槽製造メーカー等の資料を参考に記入しても可。その際は下に出典を記載してください

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水にかかると排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排水水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

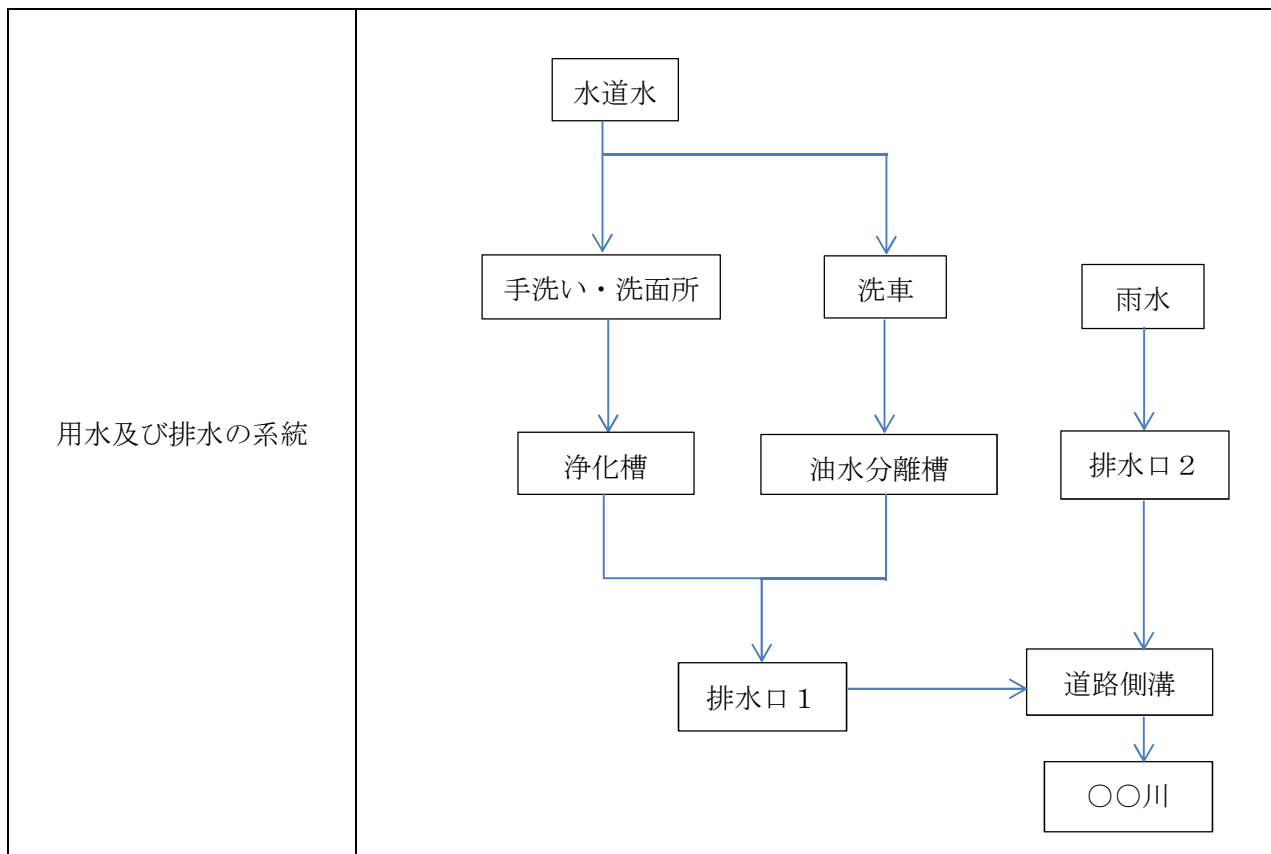
排水水の汚染状態及び量

雨水についても
ご記入ください

工場又は事業場における施設番号		排水口1（雑排水等）		排水口2（雨水）	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.5	8.0		
	BOD (mg/L)	20	40		
	SS (mg/L)	20	40		
	n-hex抽出物 (mg/L)	3	5		
	大腸菌数 (個/cm ³)	10	100		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		6	11	0	—
その他参考となるべき事項		<p style="text-align: center;">下水道接続の場合も記載</p> 排水口位置は、別添〇のとおり		同左	

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)
	手洗い・洗面	水道水	2～4
	洗車	水道水	4～7

様式第1 (第3条関係) (表面)

該当しない部分は、
二重線で消してください

個人の場合→個人認印
法人の場合→代表者印
(届出者が工場長等の場合は、
代表者からの委任状が必要)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

年 月

〇〇保健所長 殿

どれに該当するか
ご不明な際は保健所まで

届出者 〇〇市〇〇1-2-3
一般社団法人〇〇研究所
理事長 沖繩 太郎



水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		○×△研究所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	71の2 科学技術に関する研究、試験、検査の業務の用に供する施設 イ. 洗浄施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
第5条第2項関係	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		

該当部分にチェックを入れてください

	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		
--	----------------------	-----------	--	--

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1	No. 2
特定施設号番号及び名称	71の2 イ. 洗浄施設	71の2 イ. 洗浄施設
型 式	流し台（2層シンク） ABC型	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>資料として、施設の性能等が記載された書類を添付してください。 例) 設計計算書、施設仕様書、カタログなど</p> <p>※これらの内容を満たす書類を添付する場合は、当枠内を「別添資料のとおり」と記載してもかまいません。</p> </div>
構 造	本体：ポリエステル樹脂化粧合板 流し：ステンレスSUS304 配管：硬質塩化ビニル	
主要寸法	幅1500mm×奥行750mm×高さ930mm (流し有効寸法 W1428×D560×深230)	
能 力	—	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>「71の2 イ. 洗浄施設」の場合、能力の欄は空欄または「—」でもかまいません。または、1日あたりの処理検体数を記載してください。</p> </div>
配 置	別紙 平面図のとおり	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>別紙、施設平面図に施設の配置を記載してください。</p> </div>
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項		<p>有害物質使用特定施設</p> <p>床面：コンクリート +ビニルエステル樹脂系塗床剤 3.5mm</p> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載してください。防液堤等については、可能な場合には容量を記入してください。</p> </div>

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

有害物質使用特定施設に該当する施設のみ記載する。有害物質使用特定施設がない場合は提出不要です。有害物質使用特定施設に付帯する設備（配管や排水溝など）について記載します。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	No. 2	
特定施設番号及び名称	71の2 イ. 洗浄施設	
設備	①地上配管 ②ピット内配管	施設に付帯する配管（地上配管、地下配管）、排水溝、フランジ、ためます等の設備について記入してください
構造	①ステンレス製 ②硬質塩化ビニル製	設備欄で記載した設備の材質について記入する。構造図、仕様書、カタログがあれば添付してください。 例)「コンクリート製」、「鋼鉄製」など ※トレンチ（地下配管）の場合は、トレンチの構造についても記入すること。
主要寸法	①直径 100mm×長さ 1m ②直径 100mm×長さ 10m	設備の大きさを記入してください。
配置	別添 構造図及び配管図のとおり	
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年月日
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年月日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年月日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		No. 1		No. 2	
特定施設番号及び名称		71の2 イ. 洗浄施設		71の2 イ. 洗浄施設	
設置場所		別紙 平面図のとおり		別紙 平面図のとおり	
操業の系統		別紙により、業務内容の系統図を添付するか、事業場のパンフレットを添付してもかまいません。			
使用時間間隔		8:00~18:00		8:00~20:00	
1日当たりの使用時間		8時間		10時間	
使用の季節的変動		季節変動なし		夏季に多い	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		硫酸 約〇ml 硫酸銀 約〇g 過マンガン酸カリウム溶液 約〇ml		別紙 使用試薬一覧のとおり 各事業場で用いている試薬一覧を添付してもかまいません。	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH BOD SS その他 ※排出の恐れのある生活環境項目 有害物質28項目 ※有害物質28項目については、使用しているもの（使用試薬に含有されているもの）について記載する。	生活環境項目については、市町村下水道課へ届出した特定施設からの汚水水質の通常、最大の値を記載してもかまいません。 また、生活環境項目及び有害物質について、予測値を記載するか、類似施設排水を測定し、その結果を記載又は添付してもかまいません。 (予測値を用いる場合はその根拠の提示をお願いします。)			
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		1.0	1.3	0.5	0.7
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	No. 3				
処理施設の設置場所	別紙 平面図のとおり				
設置年月日	年 月 日	年 月 日			
工事着手予定年月日	H30年 5月 10日	年 月 日			
工事完成予定年月日	H31年 3月 31日	年 月 日			
使用開始予定年月日	H31年 4月 1日	年 月 日			
種類及び型式	〇〇型 ()		<p>補足資料として、排水処理施設の性能等が記載された書類を添付してください。 例) 設計計算書、施設仕様書など</p> <p>※これらの内容を満たす書類を添付する場合は、当枠内を「別添資料のとおり」と記載してもかまいません。</p>		
構造	構成材料等を記載。 例) コンクリート製、FRP製など				
主要寸法	処理施設の縦、横、深さ、容量等を記載。 例) 〇mm×△mm×□mm (〇m ³) など				
能力	1時間又は1日当たりの汚水処理能力を記載 例) 1m ³ /時、3m ³ /日など				
処理の方式	「中和処理法」、「凝集沈殿法」、「活性汚泥法」などを記載。				
集水及び導水の方法	処理施設までの排水経路等を記載。				
使用時間間隔	連続 (24時間)				
使用の季節変動	季節変動なし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	希硫酸 〇L、水酸化ナトリウム溶液 △L、 亜硫酸水素ナトリウム □L				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常	最大	通常	最大
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH BOD SS その他 ※排出の恐れのある生活環境項目 有害物質28項目 ※有害物質28項目については、使用しているもの(使用試薬に含有されているもの)について記載する。				
量 (m ³ /日)	1.5	1.5	2.0	2.0	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	スラッジ 〇kg/月 産業廃棄物として委託処理 (可能であれば、契約業者名も記載する。)				
排出水の排出方法	処理施設→下水道→〇〇浄化センター 雨水放流口 〇箇所→側溝→□川				
その他参考となるべき事項					

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水にかかる排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙 4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		No. 4		No. 5	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	排出水の汚染状態	pH BOD SS その他 ※排出の恐れのある生活環境項目 有害物質28項目 ※有害物質28項目については、使用しているもの(使用試薬に含有されているもの)について記	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>生活環境項目については、市町村下水道課へ届出した排水水の通常、最大の値を記載してもかまいません。</p> <p>その他項目については、予測値を記載するか、類似施設排水を測定し、その結果を記載又は添付してもかまいません。 (予測値を用いる場合はその根拠の提示をお願いします。)</p> </div>		
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		2.0	3.0		
その他参考となるべき事項	上記汚水については公共下水道へ排除。		雨水排出口 ○箇所		

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>																																																																								
	<p>用途別 用水使用量</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水</th> <th>用水使用量 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活用水 (給湯・トイレ等)</td> <td>上水</td> <td>0.5 (最大 1.0)</td> </tr> <tr> <td>検査室洗浄水</td> <td>上水</td> <td>1.5 (最大 2.0)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)	生活用水 (給湯・トイレ等)	上水	0.5 (最大 1.0)	検査室洗浄水	上水	1.5 (最大 2.0)													<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水</th> <th>用水使用量 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活用水 (給湯・トイレ等)</td> <td>上水</td> <td>0.5 (最大 1.0)</td> </tr> <tr> <td>検査室洗浄水</td> <td>上水</td> <td>1.5 (最大 2.0)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)	生活用水 (給湯・トイレ等)	上水	0.5 (最大 1.0)	検査室洗浄水	上水	1.5 (最大 2.0)																<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水</th> <th>用水使用量 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活用水 (給湯・トイレ等)</td> <td>上水</td> <td>0.5 (最大 1.0)</td> </tr> <tr> <td>検査室洗浄水</td> <td>上水</td> <td>1.5 (最大 2.0)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)	生活用水 (給湯・トイレ等)	上水	0.5 (最大 1.0)	検査室洗浄水	上水	1.5 (最大 2.0)														
用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)																																																																						
生活用水 (給湯・トイレ等)	上水	0.5 (最大 1.0)																																																																						
検査室洗浄水	上水	1.5 (最大 2.0)																																																																						
用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)																																																																						
生活用水 (給湯・トイレ等)	上水	0.5 (最大 1.0)																																																																						
検査室洗浄水	上水	1.5 (最大 2.0)																																																																						
用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)																																																																						
生活用水 (給湯・トイレ等)	上水	0.5 (最大 1.0)																																																																						
検査室洗浄水	上水	1.5 (最大 2.0)																																																																						

添付書類

- (1) 特定事業場付近の見取図（地図）
- (2) 事業場内配置図及び特定施設、有害物質使用特定施設の配置図
- (3) 特定施設、有害物質使用特定施設の構造図
（材質、寸法等の記載があるもの）
- (4) 特定施設、有害物質使用特定施設に係る用水及び排水の系統図
- (5) 施設配管図（施設全体のはい）
- (6) 漏えい検知装置が設置されている場合は、全体の配置図と部分詳細図
- (7) 施設管理要領（廃液の取扱い、点検頻度、点検箇所等を含む）マニュアル
- (8) その他
 - ・ 特定施設及び特定施設に付帯する施設の仕様書、カタログ、設計図面等
 - ・ 排水処理施設（除害施設）の機能がわかる仕様書、カタログ、設計図面等
 - ・ 有害物質使用の有無のリスト又は使用試薬一覧

その他留意事項

- 平面図中には有害物質を使用する場所について記載をお願いします。
（特定施設に関わらない場所でも有害物質を使用する場所は記載してください。）
- 使用する有害物質については、使用する部屋ごとに記載してください（施設廃止時の土壤汚染調査の際に必要な資料となります。これが無い場合、使用履歴がある場所や配管がある場所だけでは無く、全域について全有害物質の調査が必要となり、調査費用が莫大なものとなります）。
- 排水配管図において、有害物質に係るものについては色分けを行うなど、通常の排水管と区別してください。
- 使用薬剤リストについて、有害物質が不純物として含まれているものについては記載不要です（例：不純物として砒素・フッ素・ほう素等を含む海水などは記載の対象外です。）

別紙 1 の 2

○構造図について

有害物質使用特定施設に係る構造はカタログ写しの添付だけでは無く、周辺の床構造や配管の構造、トレンチの有無など詳細について記載してください。

○使用薬剤リスト

使用薬剤リストには有害物質を含むものだけでもかまいません

○カタログ

床面や配管について、薬品への耐性がわかる資料などを添付してください（材質について「ステンレス」のみではなく SUS430、SUS304、18-8 などステンレスの種類がわかるものをお願いします）

別紙 3

○集水及び導水図

配置図と共用しても OK ですが、有害物質を含む排水が通るおそれがある管は色を変えてください。

有害物質等使用履歴チェックリスト 例

所属	○×△研究所	連絡先	098-123-4567
記入者	沖繩 太郎	部屋番号	102号室

1. 特定施設使用状況

使用者数：4人 測定項目：重金属類、窒素化合物、りん化合物等（研究内容等を記載してもよい） 使用機器等：原子吸光、赤外吸光光度計、GC-MS、LC-MS（代表的なものを記載する。）
--

2. 有害物質・生活環境項目（フェノール類等）について

有害物質の使用有無		<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	
種類	物質	使用の有無		使用試薬名称
有害物質	カドミウム及びその化合物	<input type="radio"/>		カドミウム標準液
	シアン化合物	<input type="radio"/>		シアン標準液
	有機リン化合物	<input type="radio"/>		農薬標準液
	鉛及びその化合物	<input type="radio"/>		鉛標準液
	六価クロム化合物	<input type="radio"/>		六価クロム標準液
	ヒ素及びその化合物	<input type="radio"/>		ヒ素標準液
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<input type="radio"/>		水銀標準液
	ポリ塩化ビフェニル			
	トリクロロエチレン			
	テトラクロロエチレン			
	ジクロロメタン			
	四塩化炭素			
	1,2-ジクロロエタン			
	1,1-ジクロロエチレン			
	1,2-ジクロロエチレン			
	1,1,1-トリクロロエタン			
	1,1,2-トリクロロエタン			
	1,3-ジクロロプロペン			
	テトラメチルウラムジスルไฟト [®] (別名チウラム)	<input type="radio"/>		農薬標準液
	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s- トリアジン(別名シマジン)	<input type="radio"/>		農薬標準液
	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチル チカルバマート(別名チオベンカルブ [®])	<input type="radio"/>		農薬標準液
	ベンゼン			
	セレン及びその化合物	<input type="radio"/>		セレン標準液
	ほう素及びその化合物			
	ふっ素及びその化合物	<input type="radio"/>		ふっ素標準液
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<input type="radio"/>		アンモニア標準液、亜硝酸標準液、硝酸標準液、硝酸、アンモニア溶液、塩化アンモニウム
	塩化ビニルモノマー			
1,4-ジオキサン				
フェノール類				
銅化合物	<input type="radio"/>		銅標準液	
亜鉛化合物	<input type="radio"/>		亜鉛標準液	
鉄化合物	<input type="radio"/>		鉄標準液	
マンガン化合物	<input type="radio"/>		マンガン標準液、硫酸マンガン、過マンガン酸カリウム溶液	
クロム化合物	<input type="radio"/>		クロム標準液	

3. その他（上記以外の試薬）

硫酸、塩酸、メタノール、エタノール、クロロホルム、アセトン、アセトニトリル、イソプロパノール、ヘキサン、りん標準液、アスコルビン酸ナトリウム、ジフェニルカルバジド、ヨウ化カリウム

様式第6（第7条関係）

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）使用廃止届出

平成〇〇年〇〇月〇

〇〇保健所長 殿

届出者 医療法人〇〇会
〇〇病院 理事長 沖縄 太郎

個人の場合は個人認印
法人の場合は代表者印



特定施設（有害物質使用特定施設、~~有害物質貯蔵指定施設~~）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇病院	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	沖縄県〇〇市〇〇-〇-〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	68の2 病院 イ、ロ、ハ 72 し尿処理施設	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり	※備考	
使用廃止の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇		
使用廃止の理由	病院の移転・新築		

有害物質使用特定施設・貯蔵施設の場合は、土壌汚染対策法による調査地点を確認する必要がありますので、設置届出書に添付した施設配置図を添付して下さい。
また、複数の施設のうち、一部の廃止を行う場合は、廃止する施設を明確に示して下さい。

備考 1 水質汚濁防止法 第3条第3項の規定による場合は、特定施設の種類等の欄には記載しないこと。

2 ※ **施設を更新し、新しいものにする場合、施設の廃止と設置届出が必要な場合がありますので、最寄りの保健所までご相談下さい**

こと。
を記載し、押印することに代えて、本人（法人）に署名する。

様式第5（第7条関係）

氏名等変更届出書

〇〇保健所長 殿

変更が無い部分は二重線で消してください

変更後の代表者や会社名で記載して下さい

〇〇株式会社 〇〇ホテル
届出者 沖縄県〇〇市〇〇-〇-〇
代表取締役 沖縄 太郎

**個人の場合は個人認印
法人の場合は代表者印**



氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	△△ホテル 代表取締役 沖縄 父太郎	※整理番号	
	変更後	〇〇ホテル 代表取締役 沖縄 太郎	※受理年月日	
変更年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
変更の理由		事業所名称の変更 代表者の変更	※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

承 継 届 出 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

**承継を行う前の名称を記載し
て下さい、変更する場合は、
別途変更届出も必要です**

〇〇株式会社 〇〇ホテル
届出者 沖縄県〇〇市〇〇-〇-〇
代表取締役 沖縄 太郎



特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者（水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

**複数ある施設のうち、一部を
承継する場合は、配置図等を
添付し、承継する施設を明確
に示して下さい**

工場又は事業場の名称	××ホテル	※	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇-〇-〇	※	日
特定施設の種別	66-3 イ・ハ 旅館業	※施設	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり	備考	
承継の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
被承継者	氏名又は名称	△△株式会社	
	住所	〇〇市〇〇-〇-〇	
承継の原因	ホテル経営権の譲渡		

前の特定施設所有者・管理者等を記載して下さい

- 備考
- 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。